

むつ市議会第224回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成27年6月16日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）22番 鎌田 ちよ子 議員

（2）5番 川下 八十美 議員

（3）3番 工藤 孝夫 議員

（4）15番 中村 正志 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

2番	横 垣 成 年	3番	工 藤 孝 夫
4番	佐々木 肇	5番	川 下 八 十 美
6番	目 時 睦 男	7番	村 川 壽 司
8番	佐 賀 英 生	9番	東 健 而
10番	石 田 勝 弘	11番	富 岡 幸 夫
12番	斉 藤 孝 昭	13番	濱 田 栄 子
14番	浅 利 竹 二 郎	15番	中 村 正 志
16番	半 田 義 秋	17番	村 中 徹 也
18番	大 瀧 次 男	19番	富 岡 修
20番	佐々木 隆 徳	21番	上 路 徳 昭
22番	鎌 田 ち よ 子	23番	菊 池 光 弘
24番	岡 崎 健 吾	25番	白 井 二 郎

欠席議員（1人）

26番	山 本 留 義
-----	---------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者	遠 藤 雪 夫
代 監 査 委 員	阿 部 昇	選 挙 管 理 会 長	畑 中 政 勝
農 委 員 業 会 長	立 花 順 一	総 務 政 策 長	花 山 俊 春
財 務 部 長	石 野 了	民 生 部 長	柳 谷 孝 志
保 健 福 祉 長	畑 中 秀 樹	経 済 部 長	高 橋 聖
経 理 政 推 進 部 事 策 監	二 本 柳 茂	建 設 部 長	吉 田 正
川 内 庁 舎 長 倉 長 倉 長	松 本 大 志	大 所 大 管 理 課 舎 長 倉 長	坂 井 隆
脇 野 所 沢 長 沢 倉 長	白 尾 芳 春	会 管 総 政 理 出 納 室 計 者 務 部 事 長	鹿 内 徹

選委事務	管理局長	杉	山	重	行	委員長局長	竹	山	清	信
農委事務	業会長	工	藤	初	男	委員局長	古	川	俊	子
公営局下部	業長道長	川	森	浩	史	部長	川	西	伸	二
総政副総務課	務部部長	野	藤	賀	範	務部策監	光	野	義	厚
財政推進	部策監	氏	家		剛	務部調整長	東		雄	二
保福政推	健部策監	井	田	敦	子	部策監	掛	端	正	広
経副商課	部事光長	金	澤	寿々	子	健部事庭長	寺	島		誠
総政総務課	務部課幹	中	村	智	郎	育会局策監	角	本		力
総政防課	務部策長	須	藤	勝	広	務部略長	吉	田		真
民環課	部策長	成	田		司	務部戦一室長	千代	谷	賀士	子
経産課	部造長	吉	田	和	久	部長	山	田		優
教委事務	育会局長	高	杉	俊	郎	課長	澁	田		剛

育会局課幹
務部課事
員務務
策務
教委事総主
総政総主

柏 谷 圭 則
小 島 勝

務部課査
策務主
総政総主

栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事務局長
幹事
主事

柳 田 諭
小 林 子
山 本 翼

次 長
主任主査

濱 田 賢 一
村 口 一 也

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○副議長（斉藤孝昭） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

本日、議長が公務出張のため、議長にかわり副議長の私が議事の進行を行います。

◎諸般の報告

○副議長（斉藤孝昭） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○副議長（斉藤孝昭） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○副議長（斉藤孝昭） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、鎌田ちよ子議員、川下八十美議員、工藤孝夫議員、中村正志議員の一般質問を行います。

◎鎌田ちよ子議員

○副議長（斉藤孝昭） まず、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。22番鎌田ちよ子議員。

（22番 鎌田ちよ子議員登壇）

○22番（鎌田ちよ子） おはようございます。本日は、朝早くから傍聴においでいただきました皆様、ありがとうございます。22番、公明党、公明・政友会の鎌田ちよ子でございます。

今月5日、厚生労働省が発表した人口動態統計

では、統計がある1950年以降の本県の出生数、2014年8,853人で過去最少を記録いたしました。

4月10日オープンしたキッズパークの状況を私は先週見てまいりました。遊休施設は使い方により大きく生まれ変わると言われます。オープンセレモニーの折にも概要説明を受けましたが、市が予想していた年間利用者数5,000人を先月末で8,300人と、年間利用者数を軽く超し、多くの方々が待ちに待っていたことを数字が如実に示しています。明るく開放感のあるスペース、やわらかい素材でできた大型ブロック、ままごと遊びができるキッチンセットなどの遊具や図書スペースがあります。当日も2歳ぐらいの子供さんが自由に子供目線の本棚から一人で絵本を選んでおり、お母さんは会場で知り合いになったと思われる方と談笑しながら見守っておりました。また、「4カ月になりました」と話されたお母さんは、同じ月齢と思われる方と話をしながら赤ちゃんを見守っていました。私自身癒やされた、優しいひとときを過ごしてきました。

また、おじいちゃん、おばあちゃん、そして孫さんが来られることも多くなっているとの説明があり、利用度は日を追うごとに多くなっていると感じてまいりました。入場無料で気軽に利用でき、特に雨の日や冬期間の居場所として期待されます。子供さんのイベントのお知らせなど、情報の発信基地として、所長さん初めスタッフ、ボランティアの皆様には子育ての悩みなど、一人で抱え込んでしまいがちな課題解決に寄り添い、心のオアシス的な居場所となっていたいただきたいと願っています。

むつ市議会第224回定例会に当たり一般質問をいたします。市長並びに教育委員会委員長、そして理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的に前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1は、空き家対策について。この質問につきましては、私のほかに4人の議員が質問されました。重なる点もあろうかと存じます。通告に従いお伺いいたします。

全国820万戸に及ぶ空き家対策の特別措置法が先月全面施行されました。市区町村は、治安や防災上の問題が懸念される空き家の所有者に撤去や修繕を勧告、命令できると規定しています。命令違反には50万円以下の過料を科し、強制撤去も可能としました。勧告を受けた物件は固定資産税の優遇を受けられず、税額が最大6倍になるなど自治体の権限が法的に位置づけられました。

ところで、所有者や管理者が近くにいなかったり、土地に草木が繁茂し、害虫が発生したり、空き家が原因で放火や犯罪につながる心配があります。また、高齢化社会の進展や核家族化などに伴って適正な維持、保全がなされていない老朽危険家屋の増加など、課題山積の現状ではないでしょうか。

昨年11月27日、空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、法律で特に問題のある空き家を特定空家と定義して、市町村が空き家への立入調査を行い、指導、勧告、命令、所有者が命令に従わない場合や所有者が不明な場合に行政代執行の措置がとれるように定め、さらに過料の罰則を設けています。そして、空き家等対策計画の作成及び対策の実施と必要な措置を適切に講ずるよう求められており、5月26日に完全施行となりました。本市の現状について、空き家対策計画についてお伺いいたします。

質問の2は子育て支援、学童保育(なかよし会)についてお伺いいたします。本年4月から子ども・子育て新支援法がスタートしました。子育て支援を手厚くすることで安心して産み育てられるように、特に働くお母さん方が子育てしながら働けるように新支援法の中でも学童保育の待機児童解

消の対策は最優先政策と位置づけています。

小学校の児童の放課後の預かり、居場所の確保は大変重要です。安心して働くために、学校終了後から親が帰ってくる間が安心でなければなりません。学童保育について、放課後から5時半まで、あるいは6時までの間、おやつを食べさせて、宿題をさせ、あとは時間まで子供たちを見守っている現状です。しかし、厚生労働省は子ども・子育て関連法の中で学童保育の指導員について、児童の遊びの中心に入り集団遊びを初め遊びを指導していくことが求められています。また、室内でも工作や手芸など、子供たちに指導していくことなど、学校や家庭ではできないようなことが指導員の創意工夫のもと、遊びを通じて経験できるというのが学童保育です。

本年3月、すくすくサポートプランむつ、子ども・子育て支援事業計画策定の目的としまして、子ども・子育て支援の質、量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域、そのほかあらゆる分野の構成員が子ども・子育て支援の重要性に関心、理解を深め、おのおのが協働し、役割を果たすとともに、そうした取り組みを通じて家庭を築き、子供を産み育てるという希望をかなえ、全ての子供が健やかに成長できる社会の実現を目指すことといたしました。

子育て支援の重要なポジションにある学童保育、なかよし会の運営と課題についてお伺いいたします。

次に、一時預かり事業についてお伺いいたします。子ども・子育て支援制度がスタートいたしました。子育て環境は大きな変化を迎えています。また、少子化対策としても、在宅で子育てされている家庭へのきめ細やかな支援に取り組まなければならないと考えます。

現在核家族など在宅で子育てされている方の多くは、地域とのつながりが薄いことによる孤独感

を抱えることもあり、息を抜くこともできず、負担感を感じている方がおられます。一時預かりは、主に家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳児や幼児を保育所などで預かる事業で、不定期の就労時や疾病、介護、冠婚葬祭、自身のリフレッシュのために短時間預かってもらうものです。この事業は、新制度になり、幼稚園型と一般型の2種類に新たに位置づけられました。本市の緊急時の利用状況など、これまでの現況と課題についてお尋ねをいたします。

質問の3は教育行政、教育環境の整備、スクールバス運行についてお伺いいたします。本市は、市内全小・中学校で小中一貫教育に取り組み、よりよい教育環境を整備する中で、学校統合により徒歩での通学が困難な児童・生徒の安全な輸送を行うことを目的としてスクールバスの運行を行ってまいりました。遠距離通学、公共交通の通っていない地域など、各学校の登下校時の状況に応じ、安全確保を最優先に通学路の安全対策に取り組んでいかなければならないと考えます。

スクールバスの乗車対象児童・生徒の条件は、統合、閉校した学校の学区に住んでいる児童・生徒と大きく限定されています。それぞれ難しい問題が絡んでいると思いますが、地域事情を考慮することができないのでしょうか。今冬、徒歩で通学されている子供さんを持つお母さんからの相談がありました。小学校にはスクールバス通学で安心していましたが、中学になり乗車できなくなったとの相談でした。先日学校現場の聞き取りで、相談者の通学している学校の校長先生と教育委員会担当職員から丁寧な説明を聞き、相談者にスクールバス運行事業についての現状説明をしたところで、重ねて保護者からは、下校時のみや日没が早くなる冬期、秋期のみの利用と切望されました。これまでスクールバス運行にどのような要望が届いているのでしょうか。運行実績並びに現状と課

題についてお伺いいたします。

次に、就学援助制度の充実についてお伺いいたします。無償とされている義務教育の小・中学校においても、学校教育に多くの保護者負担があります。経済的に困難な状況にあっても、子供たちがお金のことを心配しないで学校で学ぶために国民の権利としてあるのが就学援助制度です。学校教育法第19条では、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童、また生徒の保護者に対し、市町村は必要な援助を与えなければならないとしているように、就学援助は生活保護基準に該当する要保護者と市町村がそれぞれの基準で認定する準要保護者に対し行われています。この重要な点は、認定基準、申請方法、給付内容などの運用につきましては市町村が決め、市町村ごとに違うということです。経済的に困窮した場合、国民の権利として就学援助制度を利用できることが望まれます。制度の内容につきましては、どのように周知されているのでしょうか。保護者に就学援助という制度があり、一定基準以下の収入の場合、学校でかかる費用が公的に補助されることなど就学援助制度についてお知らせすることが必要です。本市の就学援助制度の実施状況とさらなる充実についてお伺いをいたします。

以上、3項目にわたる質問といたします。明快かつ具体的、前向きなご答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問といたします。

○副議長（斉藤孝昭） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。鎌田議員のご質問にお答えいたします。

空き家対策についてのご質問の1点目の本市の現状につきましては、担当部長から答弁をいたします。

次に、2点目の空き家対策計画についてですが、特別措置法の施行により、市町村はその

区域内で空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、国の指針に則して空き家等対策計画を定めることができることとなっております。計画の内容といたしましては、空き家等の調査に関する事項、空き家等及び除去した空き家等に係る跡地の活用の促進に関する事項など9項目について定めるものとされております。

また、特別措置法では、空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができることされており、防災、衛生、景観等の観点から空き家等に関する対策を分野横断的に記載した総合的な計画を作成するためにも、多方面からのご意見、ご指導をいただき、早い時期に官民一体となった協議会の設立を目指すとともに、空き家等対策計画の策定に着手してまいります。

次に、子育て支援につきましては担当部長から、教育行政につきましては教育委員会からの答弁とさせていただきます。

○副議長（齊藤孝昭） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 鎌田議員のご質問にお答えします。

教育行政についてのご質問で、教育環境の整備についてであります。まずスクールバス運行についてお答えします。市内の小学校及び中学校のスクールバスについては、関根地区1路線、奥内、近川地区2路線、大湊地区2路線、川内地区3路線、大畑地区2路線、脇野沢地区3路線の計6地区13路線において、バス事業者に業務委託契約をして運行しております。

市内小・中学校のスクールバスは、統廃合により閉校となった学校の学区を対象として運行しており、統合先の学校まで遠くなることによる児童・生徒の通学の安全確保と保護者の経済的負担を軽減するためのものであります。したがって、

スクールバス乗車の対象となる児童・生徒は、原則として統廃合により閉校となった学校の旧学区に居住する児童・生徒としております。このように、スクールバスの利用条件を学区により区分しておりますことから、小学校と中学校の学区の範囲の違いから、小学校の通学時にはスクールバスを利用していた児童が中学校に就学する時点でスクールバスの利用者の対象とならない場合も生じます。

教育委員会といたしましては、毎年度利用する児童・生徒数を確実に把握し、適切な経費で安全かつ確実に送迎できるよう努めているところであり、鎌田議員と同様の要望も届いておりますが、保護者の皆様方にはこの原則的な基準をご理解いただきたいと思いますと考えております。

ただし、やむを得ずスクールバスを利用しなければならない特殊な事情が生じた場合については、その事情を勘案して個別に判断してまいりたいと考えております。

次に、就学援助制度の充実についてお答えします。むつ市の就学援助費支給事業は、生活保護受給中である要保護者、また要保護者に準ずる程度に困窮している世帯として市民税の所得割が非課税である世帯、または保護者が病気や入院等で就労できない状態にあると認める世帯等を対象としており、学用品費、通学用品費、新入学学用品費、宿泊を伴う郊外活動費、修学旅行費及び学校給食費に対して援助を行うものであります。

なお、要保護者に対しましては、本事業では修学旅行費のみを支給対象としており、その他の就学援助につきましては、生活保護費から支給されます。

就学援助制度につきましては、毎年度全児童・生徒を通して保護者の方にお知らせしているほか、広報むつ、ホームページでも周知しております。また、窓口相談を通して制度の説明をし、準

要保護の申請につながっている例もあります。

就学援助事業の実施状況については、平成26年度実績で対象者は要保護者25名、準要保護者457名、合計482名となっております。支給額は、要保護者が160万2,000円、準要保護者が4,323万9,852円で、合計4,484万1,852円の支給となっております。平成25年度と比較しまして、対象者数及び支給額とも若干減少している状況にあります。これは、全体の児童・生徒数の減少に伴ったもので、全児童・生徒数に対する対象者の割合はほぼ横ばいとなっております。

就学援助制度の充実につきましては、現在の支給内容を維持するとともに、市の財政状況を勘案しながら、認定基準や支給費目の拡充など、内容の充実について調査研究していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（斉藤孝昭） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） 空き家対策についてのご質問の1点目、本市の現状についてお答えいたします。

なお、空き家対策につきましては、これまで菊池議員、浅利議員、濱田議員及び目時議員にお答えしておりまして、一部答弁が重複いたしますことをご了承願いたいと思います。

現在空き家対策は、平成25年2月から施行した空き家等の適正管理に関する条例にのっとり対応しているわけではありますが、危険度が高いと思われる建物から優先的に現地調査と所有者の調査を並行して進めており、これまでに実施した危険度の高い空き家の所有者に対する助言、指導の件数は、書面等を含め65件となっております。

また、市が把握している解体された空き家件数は44棟で、内訳といたしましては、助言指導により解体したものが20棟、現地調査において自主的に解体されていたことが判明したものが24棟となっております。近隣住民や通行人に危害が及ぶ可

能性の高い空き家の所有者と連絡がとれない場合もありますが、その場合はあくまでも緊急避難的な措置としてですが、災害対策基本法や災害救助法の規定を用いて危険な状態を排除するための必要最小限の措置を講じて住民の安全安心に配慮してまいりました。

また、強風による屋根、トタンの剥離や空き家敷地内の樹木が電線にかかっている場合などに付きましても、緊急避難的措置として消防や電力会社などに依頼して対処していたところでございます。

今後は、特別措置法に基づき定められた特定空家等に対する措置についての国の指針を参照しつつ取り組むこととしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○副議長（斉藤孝昭） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 子育て支援についてのご質問の1点目、学童保育、通称なかよし会についてお答えいたします。

なかよし会の運営状況につきましては、むつ地区の小学校8校、川内地区の小学校1校の計9校で実施しております。対象は、放課後、家庭での保育に欠ける児童で、5月末現在、通年利用児童が576名、土曜日や春、夏、冬等の長期休業のみの利用児童が32名の計608名が入会しており、現在のところ待機児童はいない状況となっております。

なかよし会の開設は、日曜、祝日、4月1日及び年末年始を除く月曜日から土曜日までで、登校日は午後零時40分から午後6時まで、また長期休業日等は午前7時45分から午後6時まで開設しております。

課題につきましては、長期休業等の朝の開設時間と考えております。具体的には、保護者の方々の出勤時間が午前8時前の方も多くなってきている現状から、現在の7時45分の開設時間を見直し

すべきかどうかを内部で検討しているところであり
ます。

次に、ご質問の2点目、一時預かり事業について
お答えいたします。まず、現況についてであります
が、この事業は家庭で保育を受けている児童が、
保護者の疾病や育児疲れの解消、冠婚葬祭など
で家庭での保育が一時的に困難となったときに
保育サービスを受けるもので、緑町保育所、大畑
中央保育園で実施しております。利用は、日曜、
祝日、年末年始を除く月曜日から土曜日までで、
保育時間は午前8時から午後4時までとなっております。
対象年齢は、6カ月から5歳までの児童
で、保育料は1日につき1,800円となっております。
平成26年度では緑町保育所で436名、移譲前の大
畑中央保育所では59名が利用しております。

課題についてであります。昨年度から緑町保
育所が一時預かり事業を開始し、多くの利用があ
ったところでありますが、子育て支援の強化とい
う点から、この事業の認知度をさらに高めていく
必要があるのではないかと考えております。

市といたしましては、これらのことを踏まえ、
「こどもは地域のたからもの」でありますので、
子育てしやすい環境づくりに努め、市長が公約で
子供の国むつ市、産み育てやすいまちむつ市を
目指していることから、広報むつに市で実施して
いる子育て情報と一緒に掲載し、市民の皆様へ周
知してまいりたいと考えておりますので、ご理解
を賜りたいと存じます。

○副議長（斉藤孝昭） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） ご答弁ありがとうございます。
再質問をさせていただきますので、よろしく
お願いします。

空き家対策についてでございますが、空き家と
同じように今ごみ屋敷対策についても全国で問題
になっておりまして、本市の状況についてお伺い
させていただきます。

これは、超高齢化社会を迎え、そして75歳以上
の4人に1人が認知症になる可能性があると言わ
れている状況の中で、親の世代が自分では部屋の
掃除や片づけができなくなり、子供が片づけざる
を得ない状況がふえつつあるのではないでしょ
うか。また、親が亡くなった後、当然のことながら
自己責任で片づけなければならない問題なので
ございますが、遠距離居住とか、また経済的理由な
ど、それぞれが問題を抱えていらっしゃると思
います。この空き家と、またそれに付随するごみ屋
敷と言われるそういう状況の中、これが社会問題
になっておりますが、市民からの現在の苦情や通
報など、対応方について担当のほうにはどのよう
なご相談というか、悩みというか、寄せられて
いるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○副議長（斉藤孝昭） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） お答えいたします。

空き家の市の対応につきましては、先ほどの答
弁でも触れましたが、市民からの情報提供後早速
に現地調査を実施し、危険度の高い空き家の所有
者に対しましては適正な管理を求め、助言、指導
等により対応してきております。所有者調査の結
果、所有者が福祉施設に入所している場合や、相
続放棄等によって管理者がいない場合等もあり、
このようなケースでは親族や地権者等の関係者に
現地調査の結果を伝え、応急的な対応ができない
か依頼しております。

また、議員からお話がありましたけれども、ご
み等が放置されている空き家等につきましても、
他の空き家等と同様に対応してきておりまして、
今回の特別措置法により定められた国の指針の中
では、ごみ等の放置、不法投棄が原因で地域住民
の日常生活に影響を及ぼしている状態の空き家
についても特定空き家等と判断できる基準となっ
ておりますので、助言、指導、勧告、命令等、国
の指針を参照しつつ、適切に対応してまいりたい
と考

えております。

○副議長（斉藤孝昭） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 適切な対応を重ねてよろしくをお願いいたします。

「親の家を片づける」という本が10万部を突破するなど話題になったことがありました。この超高齢化社会を迎え、これは現実問題だと思います。担当部だけではなく、これは横断的な対応が必要だと思います。地域、町内も含めた社会福祉協議会、またご本人の介護にかかわっている現場の方々の声とか、そういういろんな方々の声を、そのサポートづくりは、これはこれからまちづくりの中でも考えていかなければいけない問題ではないかと思えます。

また、今回の特別措置法に関してでございますが、実は長い間この特別措置法を待ち望んできた方からの相談がありました。この方は、ご近所、お隣のトラブルにもうどっぷり巻き込まれた方で、いろんな法や策を講じたけれども解決できないそのトラウマというか、そういう悩みの方でございました。現地説明に同席いただきました担当課職員の方には大変感謝をしております。私もこの問題に携わった一人の者として、膝を交えて話すことで理解し合えることがあるということをも自分も感じた次第です。これからも、どうぞよろしくをお願いします。

次の質問の2、子育て支援についてでございます。部長から丁寧なご答弁をいただきました。この子育て支援でございますが、1点確認させていただきます。先ほど皆様からの、利用者のお母さん方、お父さん方からの声を受けて、朝の預ける時間帯の問題も前向きに考えていらっしゃるというご答弁をいただきました。特に学校休業日、また夏休み、冬休み、その長期のところが大変大きな課題というか、悩みになっていると私は相談を受けた中で捉えました。長期休業日等の開設時間

が7時45分から18時と現在規定されておられて、今男女共同参画、女性の働く現場は男性と変わらないと思います。出勤時間につきましても、責任のある立場の方々は、「ちょっと遅くなりました」ということはなかなか言いづらい職場環境ではないかと思うのですが、この子供さんをなかよし会に送って職場に急いだときに、余裕のあったそういう時間を持ちたいというのは誰しもの願いではないかなと思って、そういうところをむつ市の子供の国、大きな構想の中でしっかり私たちみんなで支えていく環境づくりをしていかなければいけないのではないかなと思ひまして、先ほどは部長から答弁いただいたのですが、この子供の国づくりということで、市長からお考えをお願いいたします。

○副議長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

「こどもは地域のたからもの」ということのキャッチフレーズの中で、これまでもむつ市では子育て環境の整備について取り組んできたところがあります。これからまち・ひと・しごと創生ということで新しい計画もこのむつ市の中でつくるという中では、やはり妊娠、出産、そして育児、子育て、さらには教育というところの切れ目のない対策というか、支援が必要になってくるのではないかというふうに思っているところであります。

また、今回ご提案いただきました学童保育のその延長ということでありますけれども、これもさまざまところから今現在要望をお伺いしているところがございますので、これを少しよく整理をして、前向きに検討をしてみたいというふうに考えております。

○副議長（斉藤孝昭） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 次に、一時預かり事業についてご答弁いただきました。この制度について、1点確認させていただきたいことがあります。

この事業を進める中で、新制度に移行のときに、何か本市で課題になっている点がありましたらお尋ねいたします。

○副議長（斉藤孝昭） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 一時預かり事業についてのご質問にお答えいたします。

本市では、一時預かり事業を2カ所で実施しているわけですが、まだ始まってそんなに歴史は長くございませんので、市民の皆様に対する認知度が非常に低いと、先ほどご答弁申し上げましたとおり、そういった状況でございますので、この制度の周知を今まで以上に図りまして、利用を促進してまいりたいと、このように考えております。

○副議長（斉藤孝昭） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） この一時預かり事業ですが、先ほども壇上で述べましたように、在宅で子育てされている方のサポートづくりということで広く皆さんに周知していただきたいと、そういう思いで今回質問させていただきました。今現在どのくらいの子供さんをお母さんたちが在宅で子育てされているのか、その数字をお知らせください。

○副議長（斉藤孝昭） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 現在在宅で子育てをされている方々の人数は、1,000人ぐらいと伺っております。

○副議長（斉藤孝昭） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） 合併して10年、今現在在宅で1,000人くらいの子供さんをお母さん方が頑張っている状況にあります。また、これは先ほども壇上で申し上げましたキッズパークの運営のほうにも、またこの子育て支援の中でも皆さんでサポートしていきたい、私もそう実感しているところです。よろしく申し上げます。

教育委員会の教育環境の整備について再質問をさせていただきます。スクールバスに乗れない児

童・生徒の例えば民間バスの利用とか、そのほか本市の児童・生徒のご家族、保護者の方の負担の現状についてお伺いいたします。

○副議長（斉藤孝昭） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） スクールバスに乗れない児童・生徒の民間バス利用における負担額についてお答えいたします。

市内の児童・生徒の状況を見ますと、徒歩、自転車以外の通学においては保護者が送迎しているケースが多く、都合により送迎できない場合にバスを利用しているというのが現状であると把握しております。その中において、大湊地区は季節により変動はありますが、小学生は15名程度、中学生は4名程度がバスを利用しておりまして、そのうち定期券の利用は小学生の2名ないし3名のみであると学校から伺っております。

利用する区間にもよりますが、保護者の負担は児童1名につき1カ月4,000円から5,000円、年間にしますと約6万円程度と見込まれます。また、中学生については自転車を利用することが多く、定期的なバスを利用していないことから、保護者の負担については把握してございません。

○副議長（斉藤孝昭） 22番。

○22番（鎌田ちよ子） ただいま部長より、小学生の例でご答弁いただきました。実は、この問題を提起させていただいたその背景には、廃校となった城ヶ沢小学校と角違小中学校の学区にかかわる方からのご相談がありまして、2回ほどそのご相談を受けた中で、廃校という限定的なそこのかかわりの中で、子供たちを含め保護者も揺れ動いてきたのかなという思いがありました。この閉校となった角違地区では、小学生3人と中学生5人がスクールバスに乗車をしています。また、隣の泉沢という地区があるのですが、ここの学区はもとも以前より大湊中学校区でありましたので、小学校では城ヶ沢学区で城ヶ沢小学校が閉校しまし

たので、バス通学ができるのですが、中学ではバスには乗れません。この泉沢から大湊中学校のある桜木町まで中学生がJRバスの、先ほど自転車とか家族の車でというお話がありましたが、JRバスの定期券を利用された場合は、月額で1万3,210円、年間では15万8,520円で、3年間となりますと47万5,560円、50万円近くになりますかね。この地区からはそのように、なぜこの金額をお話ししたかといいますと、それだけの金額で示されるように遠い地域にあるということです。ここからは、現在3人の方が中学校に通学していると伺いました。これからの保護者に関しても、家族が必ず自家用車を持っているとは限らないと思います。また、仕事の都合とかいろいろな条件の中で送迎ができないこともあり得ます。その同じ国道を自転車通学をしなければならない中学生の方とスクールバスに乗れる方とのその差ということを考えてときに、家族も含めて一番は交通事故の問題ではないかと思えます。

また、自転車で通学しているとき、自分の目の前を今まで乗れたスクールバスが通ったときのその感情とかいろいろなことを考えさせられました。私のところには、平成25年の実績報告をいただいているのですが、決算総額でスクールバスの事業は7,448万3,850円で、大湊地区の実績は987万9,450円でした。これは、小学生3人と多分中学生5人分と、あと前の年の実績なので、今のとはちょっとかぶらないと思うのですけれども、もしできるのであれば、例外もあり得ると教育長からはご答弁いただきましたが、もう少し緩和した考え方につながらないかなということを思った次第でございます。

ヒアリングとか現場の聞き合わせのときは、民間事業者の圧迫につながらないようにということとか、今まで守ってきたその基準ということの崩壊につながらないようにともお聞きをいたしまし

たが、昨今共稼ぎのご家庭が多く、この事業展開におきましては、もう少し柔軟な展開をしてもいいのではないかと、地域事情ももちろん考慮してのことでございます。他市では、距離数の導入、また定額料金額、その負担額に応じた補助金制度なども子育て支援の一環として設けているということも調べたところありましたので、これからの本市の子育ての中で、いろいろ市長をトップに考えていかれるとは思いますが、私のほうからもこのバス事業に関して再度よろしくお願いをいたします。

就学援助制度につきましては、教育委員会が今までいろんな取り組みをされている中で、子供たちと保護者をサポートする体制をとっていただけてきたということで、より充実させた援助制度にしていただきたいと思います。

今回は、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（齊藤孝昭） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

ここで、11時まで暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○副議長（齊藤孝昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎川下八十美議員

○副議長（齊藤孝昭） 次は、川下八十美議員の登壇を求めます。5番川下八十美議員。

（5番 川下八十美議員登壇）

○5番（川下八十美） ね、うし、とら、う、たつ、み、うま、ひつじ、さる、とり、いぬ、い、これは言うまでもなく十二支で、もちろん全て動物であり、ことしの十二支のえとは、ひつじ年なので

あります。我々人間の祖先は、今から遠い遠い昔に、この地球上にあらわれておおよそ100万年が経過、この間人間は、どうしても一人では生きられないわけで、人間は動物と、それこそ表裏一体で今日まで日常生活を送ってまいったのであります。

私は、今ここで十二支の中でも特に「いぬ」と「さる」、そして「とり」のことについて申し上げたいのであります。

「いぬ」については、「犬も歩けば棒に当たる」というかるたもございりますが、犬は3日飼うと、3年はその恩を忘れずということわざがあるように、特にあの東京渋谷駅等にある忠犬ハチ公のことは余りにも有名で、私が今事新しく申し上げるまでもないのであります。

犬のことについては、実は青森県でも、否我がむつ市でもあるわけでありまして。あの青森飛行場近くにある山の中に、王余魚沢饅頭坂という海のカレイの魚の名前がついたいわれや、我がむつ市ではこの3月に、平内町で発生した強盗未遂事件で、むつ市の太田勝美さんが指導する囑託警察犬ハイジ号が容疑者を臭覚、いわゆるにおいで追跡をして、ついにはその容疑者を逮捕に至ったという話題や、昨年ブラジルであった飼い主と愛犬との美談の話など数えれば枚挙にいとまがないのであります。

一方、「さる」の話でありますけれども、「見ざる聞かざる言わざる」、「猿も木から落ちる」。あの高崎山の自然動物園の小猿にイギリス王国の皇室の王女シャーロットの名前がついたいわれや、また昨年インド北部のカンプルの駅で起きた一匹の猿が電線に触れて感電をし、意識を失って地上に落下した際に、その猿の仲間たちがいち早く、素早く駆け寄って相助け合い、励まし合った結果、その猿の意識が回復したというテレビでのニュースの映像が我が日本でも大々的に報道さ

れたことはご承知のとおりであります。

これらのことをじっくりとよくよく考えてみますと、実は根っこのところでは一致するのがあるのであります。それは何かというと、最も大事な情け、人情、仲間意識、そして連帯、きずな、最終的には、究極的には倫理、倫理というものを私たちに鮮明に教え、学ばせておると言っても決して過言ではないのであります。

つい先日、安倍首相がアメリカ議会での初演説に際しまして、毎日毎晩夜遅くまでその演説の猛練習をしたために、同伴していた昭恵夫人が、いかげんうんざりとして、その晩からのベッドを別にしたと明かしておるのであります。実は私も去る4日の命日に、3回忌を終えた最愛の女房からは、「あなたの一般質問の前置きが長過ぎる」という遺言を賜っておるのであります。どうしても3つ目の「とり」のことについて申し上げずにはいられないのであります。どうか各位におかれましては、これが長年の川下八十美の一般質問のスタンスでもありますので、どうか私の持ち時間、いましばらく、それこそうんざりしないでおつき合い、ご容赦のほどをお願い申し上げる次第であります。

それは、今の3番目の「とり」のことであります。コーヒーで有名なコロンビアのアンデスで知られる「ハチドリの一としづく」という民話の話であります。あるときに、大きな山火が発生いたしました。その際に、そこにすんでおるたぐさんの動物たちは、我先んじと逃げ回ったのでありますけれども、その中にただただ1羽、小さなハチドリは、自分の口に水を含んでは、その燃え上がる火災の炎に向かって、ひとしづくずつ、ぼつり、ぼつりと水を落としては消火に当たったということなのであります。他の動物たちは、「ハチドリよ、そんな無駄なことをしないで早く逃げろ」と叫び続けるのであります。ハチドリは、

「たとえ無駄であろうとも、今私にできることはこれだけだ。自分の力が尽きる限り、自分の命がある限り、精いっぱいやるだけだ」と言って、決して逃げることなく、諦めることなく一生懸命に何度も何度も、幾度も幾度もその消火活動を繰り返したといういわゆる「ハチドリのひとしずく」という民話の話なのであります。

しからは、川下八十美、今自分に何ができるかということを見問自答してみたときに、27歳で市会議員にさせていただいたこの議場で一般質問の処女質問をして以来、回を重ねること34回、戦後70年、国難2年目の火ぶたが切って落とされた2015年、平成27年度、第224回6月定例会に当たり、私は通算35回目の記念すべき一般質問をすることだと痛感をし、それを実行する決意を新たにいたしました次第であります。

されば、さあ、その時ぞ来たれし、私の政治生命が続く限り、それこそ宮下新市長とは処女質問に相なるわけではありますが、次の燧岳周辺の地熱発電事業について、5点にわたって提案型の一般質問を試みるものでありますので、どうか若くして将来が期待される宮下宗一郎市長並びに理事者におかれましては、建設実行型のご答弁をご期待しておく次第であります。

今回の私の質問事項の重点項目は、今言った燧岳周辺の地熱発電開発事業についてであります。以下、具体的に、しかも極めて事務的に質問をいたしてまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます次第であります。

昨年からの燧岳周辺の地熱発電事業が急速に、しかも大きくクローズアップされてきたことは言うまでもないのであります。これは、特に我がむつ市と弘前大学北日本新エネルギー研究所が、いわゆる連携協定締結に基づく事業としてもこれまで注目を集めておるところなのであります。私たちむつ市議会でも、山本議長を中心に、

先進地である鹿児島県九州電力の大霧、そして山川の地熱発電所を視察し、私自身もそれに参加をして、この地熱発電に対しての認識を新たにいたしましたところであります。

私は、まずこの事業に賛同する者の一人として、現在は全く初期的段階と考えられますので、私の意見、提案をしながら、次の点を質問いたしたいのであります。

その第1点目は、この事業の進捗状況と今後のタイムスケジュールを明らかにしていただきたいのであります。

その2点目は、下北ジオパーク構想と下北ジオサーマルパーク構想との関係についてであります。言うまでもなくジオパークとは、地域の資源を保全し、観光や教育の活用に取り組むものでありますから、まさにジオの恵みをとよめる地熱による恩恵を地域に還元するというジオサーマルパーク構想は、ジオパークの目指す理念であると言っても決して過言ではないのであります。

そこで市長、資料の第1であるパネルを使用して、その考えと市長の意見を求めるものであります。このパネルは青森県県土整備部で下北郡風間浦村といわゆる我がむつ市の一部をヘリコプターでもって上空から地質調査をしたものであります。この計画調査範囲の中に、燧岳はもちろんであります。赤川の滝、いわゆる小赤川の不動の滝、大赤川の三階の滝、これがこの中に含まれておるのであります。このコントラストはまことにすばらしいものでありまして、これこそ我が下北の大自然のジオの恵みであり、まさに下北ジオサーマルパーク構想の原点であると言っても過言ではないのであります。市長、いかがでございますでしょうか。

私は、この地点をジオサーマルパーク構想の基本として、この地球上の高さ、781.3メートルの燧岳の高さ、地下、これは何メートル掘るかこれ

からの問題であります。この地下の地熱発電をこれから利用して、さらに大自然の恵みである、後でも話しますが、山の湯温泉、今言った小赤川上流にある不動の滝、自席のほうでもっと詳しく申し上げますが、大赤川上流の三階の滝、これをやっぱり私はこのジオパーク構想の中とジオサーマルパーク構想の中の基本的計画として立案するべきであると考えているものであります。市長の見解を求めるものであります。

次に、3点目として、風間浦村が進めている地熱発電事業との関連についてであります。風間浦村では、既に平成25年8月にオリックスという株式会社が提案をいたしまして、地熱発電事業に着手し、地元説明会を済ませ、さらに下風呂温泉旅館組合等々の説明会を開催し、既に同意を得たうえで、とんとん拍子でこの事業が進んでおることをご承知のとおりであります。そこで私は、この風間浦村が進めている地熱発電事業と、我がむつ市が進めようとしておる燧岳周辺の地熱発電事業との関連において、これからこれをどう捉え、どう進めていかれようとしておるのかお聞きをいたしたいのであります。お知らせください。

その4点目は、地元住民の同意形成についてであります。私は、この事業を実施するに当たっては、まず地元住民の同意を得ることが最も必要かつ重要なことであると認識をいたしておるものであります。そこで、もう一枚の資料2のパネルを使ってご説明と提案をいたしたいと思うのであります。市長、これは今青森県、もちろんむつ市、大畑町大赤川31の山の湯温泉の位置を示すパネルであります。ここに山の湯温泉があることを、まず市長、ご存じでありませうか。私は、ちょっと厳しいことを申し上げますが、この地の地主さんや、この山の湯温泉の管理者に対する配慮が遅きに失したのではないかと指摘せざるを得ないのであります。いかがでありますか。そして、こ

の事業を推進するにおいては、ここの地主さんや山の湯温泉の管理者に対する対応をこれからどうされていこうとされるのかお伺いをいたしたいのであります。

第5点目として、そういいながらも、実は私はこの山の湯温泉を活用して、将来、これは私の提案であります。後期高齢者憩いの家の建設を提案するものであります。市長、いかがでございませうか。市長のご所見を賜りたいのであります。

以上、議席からの再質問を保留したうえで、壇上からの質問といたしますが、建設的やじとご清聴を心の芯より感謝を申し上げ、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（齊藤孝昭） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 川下議員のご質問にお答えいたします。

燧岳地熱発電事業についての1点目、事業の進捗状況と今後のタイムスケジュールにつきまして、担当部長からの答弁とさせていただきます。

ご質問の2点目、下北ジオパーク構想との関連で下北ジオサーマルパーク構想について、燧岳、地熱発電、山の湯温泉、不動の滝及び三階の滝とのコントラストを生かすべきとのご提案についてであります。下北ジオサーマルパーク構想とは、昨年11月に開催した地熱講演会におきまして、弘前大学北日本新エネルギー研究所の村岡洋文教授からご提案をいただいた構想であります。

議員のご提案の資源につきましては、日本列島を縦断する火山帯の一つに考えられる火山、燧岳としての見せ方のほか、ジオの恵みを生かした地熱の利用に加え、山体からの雪解け水が作り出した不動の滝や三階の滝のといった景観をも包含した燧岳エリアとしての活用方法を模索する必要があると認識しております。

また、不動の滝の活用につきましては、下北自

然の家の体験メニューの一つとして不動の滝をめぐるコースも設けられており、地域住民の皆様にとってかけがえのない資源とすべく研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、風間浦村の地熱発電事業との関連についてであります。風間浦村では民間事業者が主体となっており、2,000キロワット級の発電事業を目指し、下風呂地区において平成25年度は地下構造を詳細に把握するための文献調査や地質調査などの地表調査を実施しており、平成26年度は物理探査などの地表調査や温泉モニタリング調査を実施していると伺っております。当市でも、今年度からは市の行政区域内で同様の調査を実施する予定であり、市が調査する区域は下風呂温泉地区に比較的近い場所にありますので、いずれの事業にも影響が及ばないよう風間浦村や開発事業者等との情報共有に努めていくほか、理解促進事業の着手の段階でも風間浦村とも連携して取り組んでおりますので、引き続き同様に対応してまいりたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、地域住民との合意形成についてであります。地熱開発を進めるうえで、地元の方々の理解を得ることが不可欠であることから、赤川、木野部、薬研の各町内会長に研究会や講演会へ参加していただき、市の地熱開発事業について説明してきたほか、薬研地区の温泉事業者の方々には、国内先進地視察に参加していただき、理解促進に努めてきたところであります。

赤川地区の温泉につきましては、自然湧出する源泉があり、かつては地元の方が利用されていたことは承知しておりましたが、現在は利用されていないものと認識しておりました。したがって、温泉事業者等の団体の方には、この事業についての説明はしておりましたが、個別の源泉所有

者への対応はしてこなかったものであります。

なお、この山の湯温泉の管理者の方へは、下風呂温泉旅館組合から情報提供をいただき、ただちに現地確認をし、本年3月、市の地熱開発事業の概要について説明しておりますし、今後とも引き続き情報を提供し、理解を深めていただけるよう努めていきたいと考えております。

次に、ご質問の5点目、山の湯温泉の活用と(仮称)後期高齢者憩の家建設についてであります。地熱開発について理解を得るためには、開発の当事者と地域の方々との信頼関係を構築すること、さらに地域との共生を図るためには、地熱資源である熱水、温水を温泉、暖房、給湯などさまざまな形で活用し、観光分野を初めとした雇用創出につなげ、地域の活性化に貢献することも大切であろうと考えております。

しかしながら、山の湯温泉の活用ということにつきましては、現在薬研地区の老人福祉センターにも温泉が併設され、市民の皆様にご利用されることもありますし、林道から現地までのアクセス、川辺への立地適正等も含めて現在のところは大変難しい提案であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長(齊藤孝昭) 総務政策部長。

○総務政策部長(花山俊春) 燧岳地熱発電事業についてのご質問の1点目、事業の進捗状況と今後のタイムスケジュールについてお答えいたします。

弘前大学北日本新エネルギー研究所と連携協定を締結して以来、昨年7月に経済産業省の地熱開発理解促進関連事業費の交付決定を受け、その事業費を活用して、海外への地熱開発先進地であるアイスランドの地熱発電所及び農業、観光など地熱資源を活用したさまざまな施設を視察したほか、議員の皆様や温泉事業に携わっている方々などを対象として、国内先進地である九州の大霧発

電所、山川発電所及び農業関連施設を視察しております。先進地視察のほか、理解促進事業の一環として燧岳周辺の地熱エネルギー資源の調査開発を促進するため、弘前大学北日本新エネルギー研究所、周辺町内会、産業関連団体及び金融機関の方々を委員とする燧岳周辺地熱開発研究会を組織し、第1回目の研究会では、燧岳周辺のこれまでの調査などの概要、今後の取り組みなどについて報告しております。

また、昨年11月25日には、弘前大学北日本新エネルギー研究所の村岡所長、井岡准教授による「地熱理想郷アイスランドからの北日本再考」及び「下北の地熱資源」と題してのご講演をいただき、160名もの多くの方々が熱心に聴講したほか、この講演の内容についてはエフエムアジュールでも放送しておりますし、本年2月の広報むつでも地熱特集記事を掲載しております。

本年度の理解促進事業については、経済産業省の補助金を活用して、国内先進地視察及び燧岳周辺地熱開発研究会の開催を予定しております。

国内先進地視察については、東北地域に立地している福島県の柳津西山地熱発電所、岩手県の松川地熱発電や関連施設等を予定しており、さらにことし7月に稼働予定の福島県土湯温泉の地熱発電所も視察したいと考えております。

燧岳周辺地熱開発研究会の内容としては、専門家を招き、弘前大学北日本新エネルギー研究所で取り組んでいる地熱探査の迅速化研究などに関するの情報提供、地熱発電事業の開発経緯や運営状況、下北半島における送電網の状況等をご講演いただく予定としております。また、本年度から独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、通称JOGMECと申しますが、この機構の助成金を活用して、弘前大学北日本新エネルギー研究所の協力を得ながら、地熱資源開発調査事業に取り組むこととしております。この事業は、本年7月

から来年2月まで、燧岳東側のむつ市内における広い範囲で地表調査を実施するものであります。地表調査で地熱有望地点が見出されれば、来年度以降は掘削調査等に取り組んでいきたいと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、一般的に示されているものではありませんが、地表等の調査に約2年、地下探査に約3年、環境アセスメントに約3年から4年、開発建設に約3年間から4年と見込まれております。一方、小規模な発電施設であれば、環境アセスメントの省略も可能となることから、比較的短期間で事業化が可能となるものと考えております。

○副議長（斉藤孝昭） 5番。

○5番（川下八十美） 安倍総理ではないけれども、私は今ひとり身ですけれども、ゆうべ夜中まで原稿の練習をしたので、疲れているので、私が聞き漏れしたのであればお許しいただきたいのですが、2番目のジオパーク構想とジオサーマルパーク構想の答弁がなかったように僕は記憶いたしておりますが、再質問で詳しくあれしますから、改めて答弁しなくてもよろしいです。

そこで、再質問させていただきますが、今スケジュールが示されました。このところでは、風間浦村との関連もありますので、1点だけ伺いいたします。

今私たちのこの地熱発電事業を展開するに当たっては、産学官や金融機関関係者で構成するむつ市燧岳周辺地熱開発研究会が発足いたしております。この研究会が、この今答弁があったスケジュールの中で、どの時点で、どういったかわりを持っていくのか、取り組みをされていくのか伺いをいたします。

○副議長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

研究会の今後の活動についてでありますけれど

も、この事業は息の長い事業で、恐らく10年程度かかるであろうということだと思っております。その中で、事業の進捗に応じて適宜不定期に開催していくことだと思っております。例えば具体的には、これからことしはポテンシャル調査が行われるわけですけれども、このポテンシャル調査の結果が出たタイミングですとか、そういったところで今年度は開催されるのであろうというふうに考えております。

○副議長（斉藤孝昭） 5番。

○5番（川下八十美） 市長はむつ市地熱講演会の席上で、こういう発言をしておりますね。むつ市としては、こここのところを大規模開発をしていくのだという、大規模開発、大変言葉は悪いけれども、大きくそれこそ出られました。しかし私は、しからば大規模開発と小規模開発の区別を市当局はどこの時点で、例えば電気を起こすキロワットの関係でも、どこを境として大規模と小規模との違いを強調しておられるのかお知らせください。

○副議長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 大規模開発と小規模開発の境ということについてのご質問だと思いますが、恐らく私それを発言したときには、ポテンシャルというか、この可能性、どれぐらいの熱量があるのかということ的前提に、これができるのであれば大規模開発になるというふうに発言したというふうに理解をしていますし、これはこの境目がどうこうというよりは、今回行われているこの調査、これを前提にどういった開発が進められていくのかということをも市で検討していくということだと理解してください。

以上です。

○副議長（斉藤孝昭） 5番。

○5番（川下八十美） 市長、私がなぜ風間浦村との関連でこここのところに位置づけるかという、これは大規模開発と小規模開発をきちんと区別し

て、我々の燧岳のこの事業を展開していかないと、大規模開発をすれば、環境アセスメントをしなければいけないのです。小規模開発の場合は、環境アセスメントは要らないのです。それだけではなく、私が懸念するのは、前段の答弁で風間浦村さんも協力してもらっていると言うけれども、風間浦村さんの地熱発電は小規模開発なのです。2万キロワット。これは、私は本会議の場で余り……

（「2,000です」の声あり）

○5番（川下八十美） ごめん、2,000キロワット、そう。私は、本会議ですから、余りこここのところは強調したくありませんが、しかしこれからむつ市が大規模開発をしていくとなると、5,000キロ以上でしょう。私が懸念するのは、下風呂温泉、風間浦村さんが、今は調査の段階ですから、同意を与えていますけれども、実際に実施することになれば、言葉は悪いですが、競合しますよ。私は、これは影響しますということをはっきり申し上げておきます。ですから、我々この地熱発電は、ご承知のとおり再生エネルギーでは火力発電だとか風力発電よりも、この地熱発電は売電の場合でも利益がいいのです。安倍総理も、この地熱発電に対しては、この間改めて優遇していくということを発言しております。だから、私はできるならばそういう競合を避けて、我がむつ市の場合でも、とりあえず小規模開発でいくべきだと、こう思いますが、市長、いかがですか。

○副議長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

小規模開発へ行くべきだとか、大規模開発をするかとかという話は、いずれにいたしましても、今回の調査の結果を踏まえて議論すべきことだというふうに思っています。

それに加えて言うならば、実際に事業をしていくときには、必ず環境アセスメントというものが必要になりますし、その環境アセスメントの結果

を踏まえて周辺の環境にできるだけ影響がないという形での事業展開をするということであり、その中ではその隣の風間浦村の発電所と競合しないような形を模索していくことになるというふうに考えています。

○副議長（斉藤孝昭） 5番。

○5番（川下八十美） 市長、甘いです。風間浦村さんは、私はこの風間浦村さんの資料を見ていますけれども、この順序を追ってそれなりに進めておるのです。風間浦村さんの場合です。

そこで、我々隣接のむつ市のほうで麓岳のところを大規模開発するとなれば、はっきり申し上げますけれども、風間浦村さんの温泉組合だけではないのです。あそこには、財産管理組合というのがある。これは、私は促しておくだけにとどめず、相手もありますから。甘い考えでは競合になります。念を押しておきます。

そこで、市長、どうなのですか、市長も国土交通省においでになりましたから、経済産業省のJOGMECありますね。これは、大規模開発でも小規模開発でも補助金が出るわけでしょう、どうですか。

○副議長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

JOGMECは2,000キロワットまでを前提に補助しているというふうな認識をしております。

○副議長（斉藤孝昭） 5番。

○5番（川下八十美） そういうことで、ひとつ用意ドンの意味もありますから、慎重に対処していただきたいということを望んでおります。私自身は、この地熱発電開発には満堂の賛意を表しておりますから、実現したいがためにあえて申し上げていることでもありますので、ご了承願いたいと思います。

そこで、今のジオパーク構想との関連で、下北ジオサーマルパーク構想についてであります、

これは村岡先生が提案されております。私たちも大変僣越ではありますが、昨年度、このジオパークが見送られたことは非常に残念であります。私が主宰するむつ下北を考える会、これには、私たちの身近におる、この地質の権威者と思っておりますが、田名部高校元校長の奈良正義先生を招聘して勉強会を開きました。ですから、これには私も真剣に取り組んでおりまして、これからいわゆる下北ジオパークはぜひ実現させてもらわなければいけないと思っております。

その一環として、市長が会長をやっておる協議会のところでも、下北半島というものを抜かしましたね、今度。「半島」を抜かしましたね。下北ジオパーク構想。私は、そのとおりでと思います。そこで、このジオパークとサーマルパーク、いわゆる地熱をあわせた形で、この下北の中心にある大畑町のこの赤川に、ただ語呂合わせをするのではなくして、やっぱりこの構想を実現するようにしていかなければいけない。それは何かというと、私が今提案した大赤川のこの不動の滝、それから三階の滝。これなぜ三階の滝というかということ、これは3階建てみたいになっているから三階の滝。それ市長、私が今手元に、これ市長にもダビングして渡してありますから、見ましたですか。まだ見ていない。赤川の滝を見る会というところが、これ昔のビデオです。今から22年前、平成5年8月8日にビデオを撮ったものがあるのです。すばらしいです。このビデオを見てください。赤川のこの不動の滝。それには、不動の滝だけではないのです。私は、今最後に言いますけれども、山の湯温泉が利用されておる。赤川地区、大畑の漁業、農家の人たちは、秋になると仕事に疲れて、そこの温泉に入って1年間の慰労をしていたのです。さなぶりもゆったりして映っていますよ。だから、こういう資料があるのです。

私は、当時市議会議員になったときは、たしか

3万円です、報酬が。とても食っていけないので、私は上條齒科医院の事務もやっていました。大先生、今は亡くなりましたけれども、大畑町の教育委員をやったり、県の教育委員をやった立派な方です。この上條敏夫先生が、ここの温泉を買いに入ったときがあるのです。それだけに、今もはっきり言って、いろんなどころから来ているのです。保健所からのこの温泉の資質も、ちゃんと分析されてある。3万5,000円出せば、営業許可はとれるけれども、なぜ私がこの半径800メートルの図面を、市長さん、示しているかという、温泉法で、ここの温泉の源泉から半径800メートル以内は営業許可した場合は開発できないのです。だから、こういうことを考えて、現在の、実はあるのです。温泉も出ているけれども、根元をとめているのです、建物がある、これはちゃんと。写真もあるのです。私も行ってきた、現地に。自分も撮ってきたけれども。そういうことで、時間もあれですから、ぜひこの地熱発電を起こすのであれば、こういった下北の大自然が眠っているわけだから、これはジオパークとあわせてジオサーマルパークの計画立案を再度していくべきだと提案をしますから、もう一回決意のほどをお願いします。

○副議長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

ジオサーマルパーク計画の実現に向けた決意ということでありますけれども、まずこのジオサーマルパーク構想であります、これは弘前大学の村岡教授の私案ということでありまして、これ公的な構想では現在のところございません。我々としては、このジオサーマルパーク構想、当然地熱発電の開発をしていくうえでは参考にさせていただくことはあると思っておりますけれども、それはそれとして考えていただきたいなという部分がございます。

いずれにいたしましても、地熱開発についてはことはポテンシャル調査ということでございますので、これを踏まえて第2弾、第3弾の計画の実施に移っていきたいというふうに考えております。

○副議長（齊藤孝昭） 5番。

○5番（川下八十美） 私は壇上でも言ったように、今の段階は全く初期的な段階であることは私は承知しているのです。だから、こういう意見を出しているのです。当然これから大規模開発すると、10年以上かかってしまうでしょう。私は、小規模開発の形でいくべきだと主張しているのですが。そういう形でいくにしても、今言ったような、私の意見だけではなく、もっと広い形での意見を取り入れて、この地熱開発事業を進めるべきだということを言いたいのです。

そこで、地元住民との同意のことについて、ちょっと触れさせていただきますが、市長もお認めになりました。地元の地主さん、それから管理者、これは調査には今反対をしないで前向きに検討しております。私を信頼して、この地主さんが登記簿書、これは写しでありますけれども、登記簿書も私は見ました。固定資産税も払って、しかもこの源泉のところは固定資産税が非課税になっています。いずれにしても、こういう形で現地にこういう形があるということをもっと認識していただきたい。そうなりますと、大変失礼ですが、私たちも行ってきましたけれども、地元の町内会長さんとかいろんな方を招待して現地を視察しております。私も責任あります。まず一番先に、こういう地主さんや現在ある温泉の管理者にそれなりに話を通さないといけないのではないですか。

それで、私はちょっと、これは2月10日にむつ市が出した広報むつです。これは、ちょっと横道にそれますが、この間大畑公民館で議会の報告会をやったときにも出た話で、これは私もそ

う思います。市長、「MUTSU」、ローマ字なり英語になりましたね、市政だより。私は、これちょっと横道にそれるけれども、いわゆる次の後期高齢者のことにも関連するから言う。今むつ市で、平仮名の市として出発した我がむつ市なのです。やはり英語を使うことも結構でありますけれども、今言うように、年をとった、失礼ですよ、年配の人は、やっぱりむつ市の市政だより、そうすると中身も見るので。この1ページに燧岳の特集をしているでしょう。そうすると、地元の地主さんや、あるいは温泉の管理者に何ら話をしないで、こういうことをどんどん、どんどんやっていくとなると、地主さんの神経を逆なですのような形になりかねないのです。だから私は、これらの事業を進めていくうえには慎重にやるべきです。地元住民の了解なり同意を得るということが非常に大事だということを申し上げますが、市長、この点に対しては、一番大事なことですから、もう一回お願いします。

○副議長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

全ての事業そうだと思いますけれども、地元の方々の住んでいる方々への同意というのは必要であるというふうに私は認識しております。その中で燧岳の地熱発電についても同様であるというふうに考えておりますし、そういった中で、この研究会の中には町内会長を入れさせていただきました。さらには、温泉の事業者の方々、団体の方々も入れさせていただいて、当初からご説明をさせていただきました。そして、その中で、これは少しあれでありましたけれども、この山の湯温泉の所有者の方々へも、この所有を知ったというタイミングで私どもはご説明をさせていただいているところでありますので、今後はこういった方々も含めてご理解をいただきながら事業を進捗させていただきたいと思っております。

○副議長（斉藤孝昭） 5番。

○5番（川下八十美） そういうことで、市長さんも国土交通省においでになったわけだから、やはり国土の開発をするためには、我々も下北半島縦貫道路をあれするにしたって、用地買収に応じない人がいるからなかなか進まない部分もあるでしょう。まず大事なものは、その土地の、その開発にかかわる地主さんや住民の同意を得ることが先決であることは、私が言う前に、市長さんはそういう国土交通省においでになったわけだから、おわかりのことだと思いますので、これからは地主さんや管理者に対しては、万難の配慮をして進めさせていただきたいということを申し上げておきます。

そこで、私は追及だけをしているのではないのです。どうです、こういう立派な地下資源を持っている山の湯温泉というのがあるわけですから、これを有効活用して、協力いただいて、どういう形でこれを活用していくかは、私は今ここでは申し上げませんが、皆さんで考えていただいて、どうです、ここに、それは薬研のあれもあります。将来あそこを地熱発電をもって開発していくわけでしょう。ここの山の湯温泉を活用して、私も後期高齢者の一人になりました。私は、老人クラブだとか、この老人という言葉は嫌いです、年寄りだとか。夜飲みに行って、年寄りだべさ、老人だべさというのが一番嫌いだ、どこかで言われていますけれども。そうでなく、この私が言っているのは、青葉会までいかなくても、後期高齢者憩いの家と私は仮称で言っていますけれども、こういうものをつくって、下北をもう少し観光でもいいではないですか、観光客でも誘客するように、これからの一大プロジェクトなわけだから、市長、頭の中に入れて推進していくという考えはございませんか。

○副議長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

山の湯温泉のその活用ということでございますけれども、この山の湯温泉、非常に川下議員のご発言であれば、何か物すごく素晴らしい温泉があるようなイメージが今みんな湧いているかもしれませんが、これ現況を我々ちょっと確認してまいりました。現況を確認してまいりましたところ、浴槽というのでしょうか、これ5人ぐらい入れるような浴槽、その周りはコンクリートで被覆をされていて、このコンクリートも少しもう傷んでいるような状態。その囲いのような形でポリカーボネートの波板でしょうか、それと木で枠組みが組み立てていたというのが過去の状況でありますけれども、それも全て倒壊している。そして、その浴槽の中にはビニールシートですとか、そういった建材が散乱しているような状況でありますし、またその周辺の状況も少し草が生えていてなかなか入りづらいというような状況でございます。

ですから、こういう状況を見ますと、ここの有効活用という部分は少し難しいのではないかというふうなことで考えておまして、先ほどの答弁の中では、薬研地区の老人福祉センターにも温泉がありますし、そういったところで市民の皆様が利用されているということですので、せっかくいただいた提案ですけれども、現時点では難しいのではないかというふうにお答えをさせていただいたところでございます。

○副議長（斉藤孝昭） 5番。

○5番（川下八十美） 市長、私は現況説明して、現況で活用するということを言っていないのです。そのとおり、私も写真がありますから、現況はこういう形になっているのはそのとおりです。それよりも、建物とかそういうあれは、今歴史がありますから、もっと歴史があるのは、あそこに完治元年の神様を祭っているのです、これ。歴史

は古いのです。だけれども、そういうものを掘り出すのではなくして、源泉が現にあっていのです。これ、今大学の先生が来て調査しているでしょう、今も。これからもする。私が言いたいのは、この源泉を活用する。地熱でしょう。この源泉を今は意識的にとめているのです。下風呂温泉だってそうなのだよ。温泉の源湯がとまるかということで一番心配している。下風呂温泉も、我々の燧岳も、掘っていくと温泉の源泉というか、根元は一緒なのです。ここもそのとおり。ですから、現況はそうだけれども、将来活用していくのだという姿勢をとっていただきたいということを行っているのです。

もし市長から答弁あるなら、ひとつ受けましょう。時間がありませんけれども。

○副議長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

将来にわたって使えないかということですが、この山の湯温泉の泉質を確認したところ、これは村岡先生からお伺いしたのですけれども、水素イオン濃度、pHでいうと3ということでございます。すなわち、これ強酸性の温泉泉質でございます。この地熱を利用した発電あるいはその熱利用ということでは、酸性の温泉質というのは、これは使えないということでございます。中性、pHでいうと7に近いものしか使えないということでございますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○副議長（斉藤孝昭） 川下八十美議員に申し上げます。

申し合わせの時間が迫っておりますので、まとめてください。5番。

○5番（川下八十美） あと1つと最後であれしますから。

市長、地熱発電そのものについてはそうでしょう。この温泉は、温泉の分析表も出ていますけれ

ども、昔は、私も出たときある、がんべと頭に出物が。そういうあれを、温泉のあれを使うと治ってしまっているのです。そういうふうには効力がある。要は、源泉がとまって、幾らか出ています。ここの地熱をやれば、同じ地区の源泉を掘るわけだから、そういうことはなくないように活用するように考えてくださいということを行っているのです。市長の考えはわかった。

副市長、副市長はアイスランドへ行って先進地を視察してきたでしょう。何か大衆の露天風呂があって、何千人が入る露天風呂がアイスランドにあるわけでしょう。市長の了解をいただいて、先進地を見てきた新谷副市長からコメントをひとつお願いします。市長、了解してください。

○副議長（斉藤孝昭） 副市長。

○副市長（新谷加水） アイスランドの現況については、以前もお話を申し上げたところでございますけれども、アイスランドという国はまさしく火山大地といいますか、地熱大国というふうなことでございまして、発電はもとより、地熱を地域暖房あるいは温泉、温水プール、融雪、産業利用というふうなことで、多段階かつ多角的に活用しているというふうな地熱利用のまさに大国というふうなことでございます。全国民、たった33万人しかいないわけですけれども、何せ全家庭の90%が地熱暖房の恩恵を受けているというお国柄でございまして、国内のあちこちに温水プールつきの健康ランド的なものがありまして、そこで小さい子からお年寄りまで毎日のように静養しているというふうなことでございます、そういうお国柄でございまして。だから、非常に健康寿命が長い、高いというふうなところでございます。

ただ、これを我が国にそのまま輸入するというふうなこと、あるいは我々の地に考えるというふうなことは大変難しいというふうな状況でございます。そういうことで、ただちょっと長くなりま

すけれども……

○副議長（斉藤孝昭） 副市長に申し上げます。申し合わせの時間が過ぎていきますので、簡潔にお願いします。

○副市長（新谷加水） はい。何せ熱水を30キロ輸送しても1度しか下がらないというふうな技術を持っています。30キロ、大変な距離です。これを活用すれば、我々その燧岳の開発ですけれども、ここから麓に持ってくるということが結構容易であるというふうに思います。後期高齢者……

○副議長（斉藤孝昭） 副市長に申し上げます。申し合わせの時間が過ぎていきますので、やめてください。

○副市長（新谷加水） わかりました。そういうことで、お年寄りにはやっぱり近場、できれば日常的利用ができる近場がやはり好ましいのではないかなと思いますので、私としては今はブルーラグーンの下北版といいますか、下北ラグーンを夢見ていたい。川下議員と一緒にその夢を追いかけた、取り組みたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○副議長（斉藤孝昭） 申し合わせの時間が過ぎていきますので、簡潔にお願いします。5番。

○5番（川下八十美） おおむね1時間だから、ひとつ、私は議事進行は出しませんが、最後10秒。

この間会津の145周年ですか、私も出席しました。会津のおきてに「ならぬものはならぬ」、これは会津なのです。そうではなく、私は上杉鷹山の言葉を送ります。「なせばなるなさねばならぬ何事も、ならぬは人のなさぬなりけり」。市長、なせばなるのです。やってください。

終わります。

○副議長（斉藤孝昭） これで、川下八十美議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午後 零時03分 休憩

午後 1時10分 再開

○副議長（斉藤孝昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎工藤孝夫議員

○副議長（斉藤孝昭） 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。3番工藤孝夫議員。

（3番 工藤孝夫議員登壇）

○3番（工藤孝夫） むつ市議会第224回定例会に当たり、通告に従って一般質問を行います。

まず、質問の林野行政としての1点目、森林伐採後における自然災害発生防止と林業の施業方法についてであります。

川内町畑地区にある畑沢は、近年土石流危険溪流に指定されております。また、集落の裏山の麓を源流とする場所に、土石流防止のためのダムがつけられています。ことしに入り、戦後この裏山に植林された部分林設定の森林が皆伐、伐採されたことは承知のとおりであります。契約期限に基づいて伐採されたのはよしとして、問題は裸山となって一層土石流の危険が強まった状態からどのようにして災害を防ぐかということであります。治水ダムの両側沢筋の一部と頂上方向を残木としたものの、あの面積で土石流災害が防止できるとは到底考えられません。営林署では、最近も森林の伐採跡地には引き続いて杉を植林しております。しかし、杉は広葉樹に比較して保水力が弱く、災害防止に適さない樹種であります。保水力があり、災害防止に適した施業方法を行う必要があると考えます。そのためには、土石流防止、ダムの両面積と頂上付近までの面積は杉の植林はせず、そのままにして広葉樹の天然林として育成する施業方法にすべきと考えるものであります。

土石流災害防止の性質上急がれる対策であり、極めて重要であります。営林署及び関係機関に強く申し入れを含む働きかけを早急に展開してほしいが、集落及び人命を土石流災害から守るべく前進ある答弁を求めます。

2点目に観光地域を範囲とする流域の特質に応じた森林整備について質問いたします。川内川溪流は、中間あたりに位置する通称下戸ヶ淵溪谷から上流の大滝を含め、観光地中心の一つをなす景勝地であります。これまで上流の左岸一体は杉が植林され、約半世紀を経て、数年前に伐採されたところであります。暗かった大滝を含めた溪谷が明るさを取り戻したところです。

最初にも申し述べたように、杉は成長は速いものの保水力は弱いうえ、空気の浄化の低下、花粉症の発生などを有し、ブナなど広葉樹の持つ多面的機能との対比から、はるかに劣る樹種であります。このことは、河川や海へと注ぐプランクトン、ミネラルなどの栄養素も劣ることを意味します。しかし、この溪流沿いの杉伐採跡地に再び杉が植林されました。これは、景勝地にとってふさわしくない施業方法ばかりでなく、述べたように、河川、海の生物にとっても同様であります。市民の中からは、また何十年も暗い杉林の遊歩道を散策することになるのかと嘆きの声が聞かれます。

県は、平成19年3月、川内川流域をふるさとの森と川と海保全地域として条例で指定しています。1987年7月に、当時林野庁は森林資源に関する基本計画を改定したうえで、1つに、従来以上に自然保護に配慮した森林施業の展開に努めること、2つに、自然との触れ合いの場、青少年の教育の場としての利用など、森林の総合的利用に対応した整備、3つに、四季折々の自然の美しさを楽しむ森林の整備を強調しているところです。今からでも遅くはありません。河川溪流に沿った遊歩道沿いは、それなりに即した幅で自然林

として景観を生かすような施業方法で整備をされるように営林署当局の理解と協力を求めることを強く望むものですが、意思のほどについて答弁を求めます。

質問の第2は害虫対策、中でもカメムシ防除、駆除についてお尋ねします。近年カメムシの異常発生により、悪臭による住民被害が急増しています。年中発生しているものの、特に春、秋の温かく西日の強い日は、必ずと言っていいほど異常発生します。特に背後や周辺が杉林になっている住宅や団地はひどくなります。以前は、旧第一川内小学校や畑小中学校などは、その見本みたいなものでしたが、現在は広範囲な住居に及んでいます。環境との関連でどうなのか、何に起因するのか、原因がつかめておりません。市販されている殺虫剤や燻煙剤の効果も限定的で、住民の悩みや多くの苦情となっています。環境衛生保持や悪臭被害防止の駆除の施策方についてお尋ねいたします。

以上、誠意ある答弁を求めて、壇上からの質問といたします。

○副議長（齊藤孝昭） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、林野行政についてのご質問の1点目、森林伐採後の自然災害発生防止を目指す林業の施業方法についてお答えいたします。

議員ご指摘の箇所は、川内地区の畑地区、湯野川山国有林の畑沢溪流を含む国有林であります。民家42戸及び地区公民館と神社が保全対象として土石流危険箇所指定されており、平成20年に県事業により砂防堰堤が建設されております。

平成21年、平成26年に当該国有林は、国と市、畑地区部分林組合との分収林契約に基づき伐期を迎え、伐採が行われたものであります。

民家近くが広域にわたって伐採され、山の地面

が露出している現状は認識しております。森林を管理する下北森林管理署では、伐期後は杉等の針葉樹を植栽する計画であると同っておりますが、市としては土石流危険箇所の災害防止を高めるため、下北森林管理署へ保水力の高い広葉樹等の植栽を要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、観光地域を範囲とする流域の観光を生かす森林整備についてであります。議員ご指摘の箇所は、川内地区の曾古部山国有林であると存じます。この場所は、数年前分収林の伐期を迎え伐採された区域であります。下北森林管理署とむつ市では、この場所に隣接する大滝休憩所から下戸ヶ淵にかけてミズナラやイタヤカエデなど広葉樹を植栽する植樹祭を行っております。これは、遊歩道施設の景観を良好にするため、市が下北森林管理署へ要望により実現した事業であります。参加対象を川内小学校児童を含む市民の皆様として、遊歩道から幅20メートルの森林地内に広葉樹を植栽し、あわせて森林の持つ多面的な機能を学習する森林教室を行い、今年度で3年目の開催となります。

議員ご指摘の川内川渓谷の自然景観を保全することは、子供たちの将来にわたり大きな財産になるものと私も議員と同じく考えており、観光流域の森林について同様の活動を行っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、害虫対策についてのご質問にお答えいたします。カメムシの防除、駆除についてのご質問であります。カメムシは春から秋ごろまでは山林などに生息し、晩秋になると越冬のため室内に侵入し、春先になると野外に戻る習性があることから、春と秋に多く見られます。また、樹木や草原など広範囲に生息していることから、カメムシの発生を抑えることは非常に難しいと考えられています。そのため、山林等発生源の近くにお住ま

いの方々は、大量のカメムシが室内に侵入し、その悪臭から大変不快な思いをされている場合があると理解をしております。

カメムシの対策としては、一般的に屋内への侵入を防ぐことが重要であると考えられており、晩秋の越冬時期になりますと、建物のすき間を見つけて侵入してきますので、あらかじめ外壁や侵入口である窓の周辺や換気口などに市販の殺虫剤等を散布していくことが有効であるとされています。

市といたしましては、今後ともお住まいの地域の状況を踏まえ、効果的な防除、駆除対策についてさまざまな情報を集め、調査研究をしまいたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（斉藤孝昭） 3番。

○3番（工藤孝夫） 市長には、おおむね前向きな答弁をいただいたと思っております。特に土石流災害防止に関しては、人命にかかわる林業の施策でありますので、今の答弁が決して後退することなく、答弁が生かされていくように期待して一般質問を終わります。

○副議長（斉藤孝昭） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

ここで、1時40分まで暫時休憩いたします。

午後 1時24分 休憩

午後 1時40分 再開

○副議長（斉藤孝昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎中村正志議員

○副議長（斉藤孝昭） 次は、中村正志議員の登壇を求めます。15番中村正志議員。

（15番 中村正志議員登壇）

○15番（中村正志） こんにちは。自由民主党、自民クラブの中村正志です。むつ市議会第224回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。私も川下先輩には及びませんが、今回通算30回目の一般質問となります。

先月5月17日に政令指定都市の大阪市を廃止し、5特別区に分割する大阪都構想の住民投票が行われました。その結果は、皆様ご承知のとおり、僅差で反対票が上回り、大阪都構想の制度案は否決され廃案となりました。この住民投票には、日本経済が右肩上がりでなくなった中での住民サービスの維持という現在多くの自治体が抱える共通する課題が含まれていたと私は考えます。

このたびの住民投票で焦点の大きな一つとして関心を集めたのは、住民サービスの切り下げが生ずるのか、とりわけ敬老パスや生活保護など、大阪市が他の自治体と比較して寛大とされる住民サービスの今後がどうなるのかという点ではなかったかと考えます。

住民サービスを投資あるいは消費、どちらと考えるのか。消費という立場に立つならば、受益者からの十分な負担が行われておらず、財政に余裕がない現状では過大な住民サービスを削減する必要性が強調されるであります。一方、社会保障や人々を大阪に呼び込むための仕掛け、高齢者の経済活動の助けと考えるならば、投資として十分理解できます。自治体運営を自治体経営と考えるなら、投資が負担に見合った利益を上げているか、不断の検証と政策の刷新が求められます。

もし大阪市の寛大な住民サービスが活発な経済活動や人口の流入をもたらさない投資ならば、サービスをやめるという判断も必要であります。しかし、一度決められた投資は、受益者が少なくないという理由からやめにくいものでもあります。

住民投票の結果は、現状維持であります。大阪市の寛大な住民サービスをどう扱っていくかという問題がなくなったわけではなく、今後も大阪市の課題としてあり続けるのだと思います。

また、5月31日には、東京都江東区亀戸香取勝運商店街において、「むつ市のうまいは日本一！ in 亀戸 “むつとの遭遇”」が晴天の中、盛大に開催されました。ことしは、小川町の義勇組がイベントに出演するということもあり、私も参加したいと思い、前日新幹線に乗り込みました。しかしながら、私のふだんの行いが悪いためか、地震のために2時間以上も新幹線がとまり、缶詰となり、東京に到着したのは午後の11時を優に超えていました。

私のことはともかくとして、このオープニングセレモニーでの山崎孝明江東区長の挨拶の中で、2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは数多くの競技が江東区内で行われる、そこでむつ市のうまいを世界中に発信したいと非常に夢のあるありがたい挨拶をしていただきました。2020年、東京オリンピックにおいてむつ市出身の選手が活躍する姿、むつ市のうまいが世界中にPRされる姿をぜひ市民の皆様と一緒に見てみたいと思います。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、自治体の投資による経済波及効果についてであります。私たちは、経済波及効果について、東京オリンピックの経済効果は何兆円だとか、新幹線の開業効果は何億円といったことをよく目にします。

1つ具体的な例を挙げてみます。熊本県のPRキャラクターのくまモン、現在は熊本県の営業部長としあわせ部長を兼務しているようであります。このくまモンの経済効果を日本銀行熊本支店が試算しております。それによると、ゆるキャラグランプリ2011でくまモンが優勝した2011年11月から2013年10月までの2年間での熊本県への経済

波及効果は1,244億円に上るとしております。経済波及効果は、直接効果、一次波及効果、二次波及効果があり、直接効果はくまモン関連商品により761億円、一次波及効果は直接効果によって県内の産業にもたらされた生産の誘発額で277億円、二次波及効果は直接効果と一次波及効果により増加した雇用者所得が消費に向けられることにより113億円、またくまモンにより増加した観光客数は2年間で18.8万人としており、その効果が20億円、テレビや新聞などに取り上げられたことによる効果が73億円、合計1,244億円と試算されています。さらに、熊本県の2013年のくまモン関連予算は約2億円で、2013年中のパブリシティ効果は51億円と推計されており、約25倍の費用対効果があったとされています。

自治体が行うイベントは投資であります。現在多くの自治体が地域活性化のための手段、道具の一つとして、その集客能力に応じた直接効果及びその乗数効果を期待してイベントを行っております。「投資」を辞書で調べてみると、利益を得る目的で事業に資金を投下することとされております。投資とは、回収という何らかの利益、政策効果を得るために事業や施策に人や金、予算を投下することです。自治体においても回収を考えない投資、事業はあり得ず、政策や事業を決定するうえで非常に重要であると考えます。特にここでは、イベント的の事業に絞って、具体的にはクルーズ客船歓迎事業、亀戸でのむつとの遭遇事業、明治神宮球場での6.28むつ市DAY事業についてお尋ねしたいと思います。

1点目、むつ市では、経済波及効果についてどのように算出しているのか、2点目、政策決定における経済波及効果の役割はどのように考慮されているのか、あわせてお尋ねをいたします。

質問の第2は、働く場の確保についてであります。この問題は、むつ市において最重要課題の一

つであり、むつ市の成長戦略においても同様であると考えます。1点目は、創業支援事業計画についてお尋ねをいたします。本年5月20日、産業競争力強化法に基づくむつ市創業支援事業計画が国の認定を受けました。このことがむつ市で働く場の確保につながることへの期待を込めてお尋ねをします。

むつ市創業支援事業計画について、これまでの創業支援との違いやむつ市の役割等、計画の概要についてお尋ねをいたします。

2点目は、第3次産業におけるイノベーションと生産性の向上についてお尋ねをいたします。日本では、ものづくりが重要ということについては、一般的なコンセンサスがありますが、サービス産業はやや軽視されているのではないかという指摘があります。私も同様に思う一人であります。自治体においても、サービス業に対する政策や事業、予算が少ないと感じております。

第3次産業に従事する人の割合は、現在7割に達し、国内総生産に占める割合も7割を超えています。また、少子高齢化による社会構造の変化に対応して個人が求めるサービスは多様化しており、その需要も拡大しています。さらに、サービス産業は地域性が強いこともあり、地域活性化との関連においても地域の雇用を生み出し、同時に地域のブランド力を高める重要な産業であります。しかしながら、現状のサービス産業は低利益率、低生産性という状況にあります。サービス産業の生産性向上による働く場の確保について自治体はもっと目を向けるべきであり、研究や投資をする必要があると私は考えます。

そこでお尋ねをいたします。むつ市における第3次産業の現状はどうなっているのか。第3次産業活性化のための支援策はどうなっているか。むつ市総合戦略の中で第3次産業へのアプローチによる働く場の確保の考えはあるか。あわせてお尋

ねをいたします。

質問の第3は、教育行政についてであります。先日第1回むつ市総合教育会議が開催されました。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、各地方公共団体に設置が義務づけられたものであります。これまででは、教育の政治的中立性により正式な場としてこのような機会はなかったと認識しております。市長と教育委員会が協議することにより教育行政に対し、どのようなよい効果があらわれるか、大いに期待しているところであります。

そこで、1点目として、むつ市総合教育会議の意義、あり方について、教育行政の中での位置づけ、会議の目的、協議内容についてお尋ねをいたします。

2点目として、同会議において教育に関する大綱を策定することとなっておりますが、その内容と他の教育計画との関係についてお尋ねをいたします。

以上、壇上より1回目の質問といたします。

○副議長（齊藤孝昭） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、自治体の投資による経済波及効果についてのご質問の1点目、むつ市では経済波及効果についてどのように算出しているのかについてありますが、市の事業には民間企業とは違い、利益を追求するためというよりは、ここに住んでいる皆様が、ここで暮らしてよかった、ここに住み続けたいという満足度向上のために取り組んでいる事業のほうが事業費全体としては大きな割合となります。例えば防災対策や福祉向上のための事業などのように、経済波及効果を期待する取り組みではなく、安全安心な市民生活の確保や充実を図るための事業などにつきましては、毎回きちんと

精査をし、予算化に取り組んでおります。

また、費用対効果を期待している事業としては、クルーズ客船誘致歓迎事業、「むつ市のうまいは日本一！ in 亀戸 “むつとの遭遇”」や、東京ヤクルト球団と連携して明治神宮球場で行う「むつとの遭遇！！～6.28むつ市DAY～」などの観光PR事業等が挙げられます。これらの事業につきましては、その成果を検証しながら、計画、実行、評価、改善を繰り返すことにより業務を改善していくPDCAサイクルの手法を取り入れていかなければならないものと考えております。

議員ご指摘の3事業の成果等につきましては、担当部長から答弁をさせていただきます。

次に、自治体の投資による経済波及効果についてのご質問の2点目、政策決定における経済波及効果の役割及び大きな質問項目の2点目、働く場の確保につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、教育行政についてのご質問の1点目、むつ市総合教育会議の意義、あり方についてお答えいたします。議員ご質問の総合教育会議は、平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、全ての地方公共団体に設置が義務づけられたもので、市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議、調整の場を設ける趣旨で設置されたものであります。

会議における主な協議事項は、1点目として、教育に関する大綱の作成に関すること、2点目として、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずるべき施策について、3点目として、児童・生徒の生命、または身体に現に被害が生じ、または被害が生じるおそれがあると見込まれる等、緊急の場合に講ずるべき措置等となっております。

当市におきましては、去る5月20日に第1回むつ市総合教育会議を開催し、今後の会議の進め方

等について教育委員の皆様と議論したところであります。

私の思いの一端を申し述べますと、子供たちに対する教育の中で大切なことは人づくりだと考えております。むつ市のみならず、世界においても活躍できる人材を育成し、それぞれ活躍している地域からむつ市を応援していただくことがむつ市のまちづくり施策の一助となるのではないかと考えております。そのような人材を育成するために、小中一貫教育など、現在実施されている施策を着実に推進しつつ、ほかにどのような手法が考えられるか、教育委員会の委員の皆様と認識を共有していく必要があるかと考えております。

むつ市総合教育会議は、教育委員会と私が思いを一つにして、将来のむつ市を担う子供たちの教育に当たるため、お互いに忌憚のない意見を交わせる場にしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、教育に関する大綱策定についてお答えいたします。議員ご質問の教育に関する大綱は、1点目の答弁と同様、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、地方公共団体に策定が義務づけられたもので、教育、学術及び文化の振興に資する総合的なものとするのが求められております。同法第1条の3の規定では、大綱の策定は地方公共団体の長が行うものであります。その策定または変更に当たっては、あらかじめ総合教育会議において協議することとされております。

当市においては、現在教育に関する計画として、むつ市長期総合計画、各所属における事業計画である教育基本計画、学校教育に関する計画であるむつ市教育プラン、この3つの計画により各種事業を実施しております。これから策定することとなるむつ市教育大綱は、これらの計画及び国の教育振興計画を参酌しつつ、さまざまな視点で議論

しながら、むつ市の教育方針を市民の皆様にはわかりやすい形で提示していきたいと考えております。

また、策定の時期については法律には特に規定されておりませんが、むつ市といたしましては、おおむね1年ほどかけて教育委員の皆様と議論を重ね、むつ市の子供たちに対する教育委員会と私の思いをまとめてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（齊藤孝昭） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） それでは、クルーズ客船誘致事業、亀戸事業、明治神宮球場の各イベントについてご説明いたします。

まず、クルーズ客船誘致歓迎事業であります。昨年11月に続き、ことし5月までに計3隻のクルーズ客船が大湊港に寄港し、合計で906名の乗船客をお迎えいたしております。これらの乗船客がバス、タクシーなどの交通機関、市中の商店や飲食店、岸壁での物販等々において消費した金額や、市、県等がイベント実施に要した金額は担当課で把握している限りではございますが、合計で約1,350万円となっております。

クルーズ客船の寄港は、一度に多くの方々に来訪するため、観光、特産品等のPRを集中して行うことが可能であるうえ、観光バス、タクシー等の二次交通業者、お土産などの物販業者や飲食業者などでの収益増が見込まれることから、地域経済に好影響を与えたものと考えております。

また、乗船客を介して当地域の観光や特産品等を全国に知っていただく機会にもつながるなど、目に見えない効果も期待できることから、今後もクルーズ客船の誘致は継続したいと考えております。

次に、「むつ市のうまいは日本一！ in 亀戸 “むつとの遭遇”」についてであります。この事業は、4年間で5回目の開催となり、地元ケー

ブルテレビやラジオ局の取材を受けるなど、マスコミにも注目されるイベントへと成長いたしております。効果といたしましては、亀戸事業を契機に始まった江東区との交流により来場者40万人を誇る江東区民まつりへの出店、東京スカイツリータウンソラマチ広場で開催されるご当地キャラクターフェスティバル in すみだへのムチュランファミリーと江東区観光PRキャラクター、コトミちゃんとのコラボレーション出演など、むつ市をPRする機会が拡大しているほか、去年は小学生同士のスポーツ交流なども開催され、その関係は年々深まっております。先ほど議員のご質問の中にもありましたように、山崎孝明江東区長様からは、オリンピックで訪れる世界各国の人々にむつ市のおいしい食材を食べてもらえるよう協力していきたいとのご発言を頂戴しておりますことから、新たな展開につなげていきたいと考えております。

次に、「むつとの遭遇！！～6.28むつ市DAY～」についてであります。この事業は、全額地方創生先行型交付金を活用して実施するもので、今年28日、明治神宮球場で行われるプロ野球ヤクルトスワローズ対読売ジャイアンツ戦において誘客のメーンターゲットとなる首都圏の方々にむつ市観光プロモーションを行い、今後の交流人口の拡大を図ることを目的としております。

この事業は、明治神宮球場をホームグラウンドとするヤクルトスワローズが主催する試合に市が協賛し、最大で3万4,000人が見込まれる入場者に向けて観光PRを行うもので、その内容は球場敷地内において観光情報ブースの設置、特産品としてのホタテ貝焼きの振る舞い、ムチュランファミリーによるミニステージを開催するほか、球場内では市の観光地や特産品などのPRや、ふるさと納税を促進するパンフレットを市特性のクリアファイルに入れ入場者へ配布するとともに、球場

カラービジョンによる観光や特産品のPR映像の放映などを行うこととしております。

当日の試合は、BSジャパンで中継され、多くの野球ファンの目に触れることになり、球場の観客には直接PRすることができます。また、自治体が行うイベントとしては珍しい試みであり、注目されるものと思っておりますし、何にも増して昨日の一般質問において市長が答弁いたしましたように、石破茂地方創生担当大臣がむつ市を紹介し、さらにはむつ市への誘客を促す映像が映し出されますことから、多くのメディアに取り上げていただけるものと想定しており、むつ市の知名度アップ、交流人口の拡大に向け、非常に効果のある事業だと考えております。

次の政策決定における経済波及効果の役割は、財務部からの答弁となります。

次に、働く場の確保についてのご質問の1点目、創業支援事業計画についてお答えいたします。厚生労働省から発表された雇用保険事業年報2012によりますと、我が国の開業率は全国平均で約4.6%と欧米の半分程度にとどまっており、特に地方における開業率は低迷しております。また、国内企業の99.7%を占める中小企業数は、平成11年の484万社から平成24年には385万社へと減少し、従業員数も同様の状況にあります。こうした状況の中、国は民間活力を高めていくためには地域の開業率を引き上げ、雇用を生み出し、産業の新陳代謝を進めていくことが重要であるとのことから、開業率が欧米レベルの10%台になることを目指すことを目標とした産業競争力強化法を平成26年1月に施行しております。

この法律では、地域の創業を促進させる施策として、市町村が民間事業者と連携して創業者を支援し開業率の向上を目指し、地域の活性化、ひいては雇用の確保を目指すものとなっております。

市といたしましては、産業競争力強化法に基づ

き、むつ市創業支援事業計画を策定し、去る5月20日、計画の認定を受けたところでございます。

計画の概要は、経営、財務、人材育成、販路開拓などのノウハウを学ぶことができる創業塾の開催や、事業を始める方の相談窓口を市の商工観光課に一元化するなどのほか、市や商工会議所の既存事業などを盛り込んだ内容となっており、新たに事業を始めたい方や、始めて間もない方への支援体制を整えたところであります。

この計画は、今年度から平成30年度までの4カ年計画であり、創業相談窓口での相談や創業塾での受講など、創業を希望する方を市の人口規模から年間で66人を支援すると設定し、その中から創業、起業する方が18名以上となることを目標として掲げております。

これまでの本市における創業支援につきましては、青森県が実施する特別保証融資制度、青森県未来を変える挑戦資金との事業連携により、創業する方が融資を受ける際に発生する信用保証料の一部を市がかわって負担するものでありましたが、本計画では商工会議所や商工会、市内金融機関などさまざまな機関と情報共有を図りながら、創業支援者へワンストップで伴走型の支援を実施することが可能となったところであります。

次に、第3次産業におけるイノベーションと生産性向上についてお答えいたします。平成22年度の国勢調査によりますと、むつ市における就業者の総数2万7,618人のうち、71.5%に当たる1万9,757人が第3次産業に従事しており、本市経済を担っていただいていると考えております。

第3次産業活性化のための支援策を途切れることなく実施していくべきものとの考えのもと、市では中小企業の経営者が雇用を守り、経営基盤を強化していくための資金を金融機関から借りる際に発生する信用保証料を市がかわって負担する制度や、中小企業へ円滑に融資を実行していただく

ための原資を預託する制度、さらには今年度実施しておりますプレミアム付き商品券の発行支援事業などを通じて、消費者の購買意欲を刺激し、第3次産業の活性化につながるよう支援してまいりたいと考えております。

また、市長を本部長とするむつ市まち・ひと・しごと創生本部において、現在策定作業中のむつ市総合戦略では、総合戦略策定に係る具体的検討を行うため、4つの基本目標ごとに部会を設置し、民間の方々に参画いただき、むつ市総合戦略を今年度中に策定することとしております。現在は、庁内各課で構成する部会において、当市における安定した雇用を創出するための施策を集め、検討を重ねている段階でございますが、議員ご提案のように、第3次産業へのアプローチによる働く場の確保についてもしっかりと議論を重ねていくこととしております。

以上でございます。

○副議長（齊藤孝昭） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 自治体の投資による経済波及効果についてのご質問の2点目、政策決定による経済波及効果の役割についてのご質問にお答えいたします。

政策決定の過程の一つが予算編成であります。この予算編成では、担当部局から要求のあった事業について、内容、効果、課題、問題点、市民の皆様からの意見、今後の方策などについて検討を加え、政策を決定しております。当市におきましては、平成25年度から行政評価の一環として市が行っているさまざまな事務事業について必要性や効果、効率性などをより客観的に検証するため施策評価制度を導入し、個別の事務事業の評価に加え、市民満足度調査や専門アドバイザーの参画を通してPDCAサイクルの促進を図っており、予算編成時にはこれらを参考にしているところでございます。

いずれにいたしましても、厳しい財政状況の中では、施策効果の重大化は重要な課題でありますことから、事業成果の分析、検証を十分に行うためには客観的数値指標を用いることにも配慮しつつ、次の政策形成及び事業展開につながる方策を研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○副議長（齊藤孝昭） 15番。

○15番（中村正志） それでは、ご答弁を受けまして、何点か再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、教育行政のほうからいきます。今回の総合教育会議、本当にいい試みだなというふうに思っております。私も議事録のほうを読ませていただきましたが、本当にタブー視することなく、いろんなことについて自由に発言されていて、非常にいいなというふうな感じを受けました。

そこで、先ほどは市長から総合教育会議についてのご答弁をいただきましたので、せっかくでありますので、教育長のほうにも、この会議に期待する点についてお聞きしたいと思います。

○副議長（齊藤孝昭） 教育長。

○教育長（遠島 進） お答えいたします。

むつ市の子供たちに子供たちの教育に対する思い、先ほど市長からお話がありましたけれども、全く私も同様でございます。また、教育基本法におきまして、教育の目的は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成のためになされるものと規定されておりますが、私はこれからの教育は、この法に規定された目的は重視しつつも、地域の振興に寄与する人材を育てること、これが新たな目的の一つとする必要があるというふうに考えております。

この総合教育会議が地域の宝物である子供たちをどのように育てていくのか、市長及び教育委員

それぞれの立場、目線で意見を交わすことで、さらに連携を深めることができるのではないかと期待をしております。

以上でございます。

○副議長（斉藤孝昭） 15番。

○15番（中村正志） 市長のほうからは、むつ市を飛び出して世界で活躍していただける人材、あるいは教育長のほうからは地域に根差した人材、これどちらも今のむつ市にとっては大変必要な人材だと思いますので、ぜひともそのような形で進んでいただければいいなというふうに思います。

この総合教育会議は、決定機関ではなくて協議の場というふうなことでありますが、その協議について、例えばそれぞれ市長サイドには首長の権限にかかわること、あるいは教育委員会のほうでは教育委員会のみ権限にかかわることがあるかと思うのですが、それらについての協議というふうなものもタブー視することなくできるものなのでしょうか。

○副議長（斉藤孝昭） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） お答えいたします。

総合教育会議での協議、調整する事項は、市長答弁でもございましたが、大綱の作成に関する協議、教育を行うための諸条件の整備、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に構わずべく、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合など、緊急の場合に講ずるべき措置などについてとなっております。また、予算や条例提案を含む児童福祉や青少年健全育成など、首長の権限に属する事務事業も含まれます。

また、総合教育会議は、教育委員会のみ権限である学校の設置や廃止、校舎の施設及び設備の整備、学校給食に関すること、社会教育に関することなどについても自由な意見交換をすることで地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、一層民

意を反映した教育行政の推進を図るものでございます。

しかしながら、個別の教職員人事等に関しては、教育委員会に強く求められています政治的中立性の確保の観点から、総合教育会議の議題とするべきではないとされております。

なお、総合教育会議において協議、調整された事項については、市長、教育委員会の双方に尊重義務が生ずることとなっております。

以上です。

○副議長（斉藤孝昭） 15番。

○15番（中村正志） 今の中で、緊急的な場合ということがありましたけれども、それに該当するかどうかですが、いじめ等の重大事案が発生したときに、この総合教育会議というのはどのような役割を果たすのでしょうか。

○副議長（斉藤孝昭） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） お答えいたします。

重大ないじめ事案が発生した場合ですが、教育委員会は学校からの報告を受けて、市長、そして教育委員に速やかに事実関係の報告をすることになります。事案については、まずは教育委員会が昨年設置しましたいじめ問題対策委員会において弁護士、医師、学識経験者等を交えて調査し、その結果を市長に報告いたします。そして、市長は、教育委員会からの報告について、さらに調査が必要と判断した場合は、いじめ問題調査委員会に諮問して再調査を行い、その答申を受けて重大事態の再発防止に努めることとなります。

総合教育会議は、いじめ問題に対するこれらの委員会の報告を受けて同様の重大事態の発生を防止するために新たに講じる措置を協議、調整する場となると思っております。

○副議長（斉藤孝昭） 15番。

○15番（中村正志） ありがとうございます。

市長は先日、教育再生首長会議に出席されたと

思うのでありますが、そのときにこの総合教育会議について何か話題と申しますか、新しいことが上がってたりしましたでしょうか。

○副議長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

この教育再生首長会議の総会は、先日6月8日に東京都内で行われましたが、この中でも総合教育会議については話題となりました。話題となった点は2点ありまして、1つがこのたびの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う同総合教育会議の設置が60年間の教育政策史上最大の改革と言ってもいいのではないかとということで評価をされていた点、それからこの中身の話ですけれども、自治体の長と、それから教育現場との十分な意思疎通のもとで、子供たちの未来に地域として責任を持って取り組む体制の構築を図るとともに、日本人としての人格形成にも留意し、世界に打って出られるような日本人の育成にも期待が寄せられる、そういった内容の議論をぜひしてほしいというようなことでのご紹介がありましたので、この場でもご紹介をさせていただきます。

○副議長（齊藤孝昭） 15番。

○15番（中村正志） それでは、次に経済波及効果のほうについてお話を聞いていきたいと思えます。

6.28むつ市DAY、相当なイベント事業になるなということで、市長も昨日異次元的なというふうなご発言をされておりまして、非常に楽しみであります。きのう、野球、ヤクルト・巨人戦のチケットの販売状況を見ていましたら、まだまだ席のほうはあいているようなので、たくさんの方がぜひ行ってほしいなというふうに思いますし、その28日がぜひ晴れてほしいというふうにも思います。

その中で、きのうのお話ですと、市長が始球式をやるということでございます。となると、ヤク

ルトのキャッチャーが受けるということなのでしょうか。そうすると、中村選手で、巨人の1番バッターは、最近立岡選手になるのでしょうか。市長でありますと、どうなのでしょう、フォーシームぐらい投げれるのでしょうか。いいです、これは。もしうちの議長も参加するのであれば、議長がキャッチャーをやって受けてもらえればなどというふうな思いもしております。

そこで、先ほど経済波及効果につきまして、クルーズ客船については1,350万円というふうな具体的な数字のほうを出していただきました。これどうなのでしょう、この事業をやるに当たって、市として想定していた効果と比べてどのような結果になっているのでしょうか。

○副議長（齊藤孝昭） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） お答えいたします。

昨年11月にこちらのほうに寄港していただきました「ばしふいっくびいなす」、これの効果と申しますか、市中に落とされた消費額を500万円相当というふうに見ておりました。その結果、今回1,350万円ですので、似たようなところがあるのかなと。ただし、乗船客は若干少なくなっておりますし、2隻目の5月12日の「ばしふいっくびいなす」は雨天という部分もございましたので、この部分が影響しているのかなと思っております。

以上でございます。

○副議長（齊藤孝昭） 15番。

○15番（中村正志） なかなか自治体の事業、投資でありますので、全てが全て私が言うような投資と回収というわけにはいかないだろうと思えます。特に今市が行う事業では、市民の福祉の向上の効果により、それが回収されるべき事業が多いと先ほど市長もおっしゃっておりました。そのとおりだと思いますが、これからの自治体の経営のことを考えた場合に、この投資と回収という考え方というのでしょうか、行動原理というのでしょ

うか、それをやはり多くの施策に適用すべきだと私は考えます。その投資と回収という観点を市民の福祉の向上という部分にもつなげて有効に機能させることが長期的視野に立った場合に行財政改革にもつながっていくものだというふうに私は考えるのでありますが、再度自治体が行う事業による投資と回収という点につきまして、将来を見据えた市長のお考えを再度お聞きしたいと思います。

○副議長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

投資と回収という言葉、なかなか行政の中では耳なれない言葉だと思いますけれども、一方で一般的に言えば、効果的な施策の展開と行財政改革を一体で行うような行政運営というものは常に私は必要だと思っています。これは、伝統的に言えば費用対効果というような言い方が言われていると思いますけれども、これは常に予算の段階、そして政策の企画立案の段階で検討していくべきことだと思っています。先ほどクルーズ客船の話がありましたけれども、これ予算額としては250万円程度、それで市内の消費額が1,300万円ということですので、これは費用対効果という意味では非常によかったのではないかというふうに思いますし、また効果の部分が費用に対して定量的に出る部分、お金で出る場合もあるし、それから数字で出る場合もありますけれども、そうではない定性的にしか出ない部分もございますので、そういったところも行政の中にはあるということでは中村議員ご承知のとおりだと思います。いずれにいたしましても、これから行財政改革を常に行っていく中では、投資と回収というか、費用対効果といいますか、そういったところも常に視野に入れながら運営してまいりたいと、そのように考えております。

○副議長（斉藤孝昭） 15番。

○15番（中村正志） その数字であらわれない部分なのですけれども、やはり将来に対しては常々お話をされておりますが、アウトプットではなくアウトカム、あるいは今の総合戦略であるとKPIみたいなことになろうかと思うのですが、そのなかなか数字であらわれない政策についてのアウトカムの部分について、現在市としてはどのような取り組みをされておりますか。

○副議長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

アウトカム、アウトプット、数字ではあらわれていない部分はどのような取り扱いをしているかということでもありますけれども、これどうしてもアウトカムでははかれない部分も私は例えばあると思っていて、それは例えば生活保護受給者との関係でいけば、これは要件に該当する人には全てこれ給付しなければいけないというわけでございます。ですから、これにアウトカムということは設けられないのでありまして、アウトプットとして何名の方、必要な何名の方に給付させていただいているということでもらせていただいております。

いずれにいたしましても、そういった形で福祉のほうの行政に関しては、そのアウトプットというところで判断をせざるを得ない部分もございますので、その部分についてはご理解いただきたいと思えます。

○副議長（斉藤孝昭） 15番。

○15番（中村正志） 先ほどの答弁の中にもありました、やはり政策を進めていくうえでPDCAサイクルをきちんとしていかななくてはいけないということでもございました。特に例えば亀戸は4年で5回目ということで継続しているイベント事業でもございます。地域活性化のイベントというのは、単発よりは継続していったほうがより効果があるのだらうというふうに私も考えております。ただ、

逆に連続して行うイベントというのは飽きられやすい部分もある。そういう意味におきまして、イベントを継続して開催していくに当たって、先ほどもPDCAサイクルで見直しというふうなことをお話しされておりましたが、特に亀戸みたいな事業に対しては、具体的には今回5回目ですけれども、初回から比べてどのような見直しが行われましたでしょうか。

○副議長（斉藤孝昭） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） お答えいたします。

今回5月31日に実施いたしました亀戸イベントに関しましては、4年目、5回目ということで、ちょっと記憶が定かではないですけれども、初年度に2回ほど同年にやっていたかと思えます。

それで、今年度はこれまでとの相違点といたしましては、前夜祭をやらずに1日限りのちょっと濃縮したような事業展開を考えて実施しております。また、田名部まつりの当番山の方々を呼んでおりますので、今年度は小川町義勇組さんということで、来年度でまた一周しますので、そのときにはまた違う試みを始めてもいいのかなというふうな、そういうふうな一つ一つの区切りで何かを変えていくというふうな手法もとられるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（斉藤孝昭） 15番。

○15番（中村正志） それでは、働く場の確保について聞いていきます。

創業支援事業計画につきましては、その概要についてはご説明のほうで理解をいたしました。これまでばらばらであったいろいろなサービスの窓口を一元化し、それを市役所で行うということが今回の中では一番大きいのかなというふうに思っております。この創業支援に関しましては、5年ほど前、私インキュベーションマネジャーとかインキュベーションセンターということでお聞きを

したのですが、そのときにも話題になっていたのがやはりサービスの窓口の一元化ということだったのでありますが、それが今回実現したということで非常に歓迎をしたいなというふうに思いません。そうなりますと、窓口が一元化したということで、それに当たる職員は、どうなのですか、コーディネーター的役割をするというふうな考え方でよろしいのでしょうか。それとも、よくある窓口サービスというふうな考え方になるのでしょうか。

○副議長（斉藤孝昭） 商工観光課長。

○経済部副理事商工観光課長（金澤寿々子） お答えいたします。

ただいま考えております一元的窓口の職員というのは、中村議員が今おっしゃった、後でおっしゃったように、相談を受けた方が道筋をつけて、向こうのほうにとか、こうしたほうが良いというような相談を受ける形となっております。

○副議長（斉藤孝昭） 15番。

○15番（中村正志） そうしますと、今お答えになったとおりとは思いますが、これ4年間続けるということでありまして、ある程度この事業を続けていきますと、それなりに職員の方もスキルアップするのではないかとというふうな考えをしております。この事業を続けていくことによって、将来的にむつ市においてインキュベーションマネジャーの育成とか、インキュベーションセンターの開設とか、そういうふうな次の次元まで行くようなといいますか、行く土台となるような事業と考えてもよろしいでしょうか。

○副議長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

将来的には、そういうふうなことにしていけるように少しずつですけれども、職員もスキルアップする、スキルアップの中では講師を招きながら勉強させていただく機会もつくと、そういった

ことで考えております。

○副議長（斉藤孝昭） 15番。

○15番（中村正志） ぜひそうなってほしいというふうに思います。

先ほどの答弁ですと、年間64人くらいの相談者で、18名の新規創業者というのでしょうか。それでいきますと、4年間ということですので、これ掛ける4というふうな考え方でよろしいですか。

○副議長（斉藤孝昭） 経済部長。

○経済部長（高橋 聖） お答えいたします。

あくまでも年間で18名の方々の創業、起業する方を目標としておりますので、掛ける4ということによろしいです。

○副議長（斉藤孝昭） 15番。

○15番（中村正志） 年間18名というと結構な数だと思いますので、本当に働く場の確保につながると思いますので、ぜひとも順調な事業展開を行っていただきたいなというふうに思います。

3次産業の部分であります。先ほどご答弁いただいたように、むつ市においても70%を超えていますし、人数も約2万人弱ということで、非常に大きな集団だというふうに思っております。

壇上でも言いましたけれども、やはり働く場の確保を目指すのであれば、この大きな母体に対して有効的な手を打っていくことがそれなりの成果を生む近道ではないかというふうに考えるのですけれども、なかなか3次産業についての事業、先ほど説明あったのでは、資金面の手だてしかないということで、もうちょっと3次産業の生産性の向上ですとか、そういうふうな部分について何らかのアプローチができないか。これがもしできたとすれば、全国的にも非常に新しいといいますか、独創的といいますか、そういう事業になるかとは思いますが、先ほど総合戦略の中でもきちんと議論していくということでございました。ぜひと

もその部分で議論をしていただきたいなというふうに思いますが、特にものづくりと違ってなかなか技術革新といいますか、そういうのが当てはまらないのがサービス産業だというふうに思っております。だけれども、また現在でも学問的なアプローチが少ないところが第3次産業だというふうに思っております。なかなかこんなにたくさんの方が従事しているにもかかわらず、大学での直接かかわる学部が少ないでありますとか、そういうふうな状況にあるのだろうなというふうに思っております。

そこで、この第3次産業については、今地域が抱える問題を解決するというふうな新しい意味での仕事を生み出す力があるというふうに見ておりますし、実際現状ですと、福祉関係の部分でありますとか、そういうふうなところで統計的にも人のほうが多くなってきているかというふうに思います。ちょっと私も今、自分で話していて、頭の中でまとまっていないのですけれども。要は、何で今まで第3次産業についてのアプローチが少なかったのか、そこが根本にあるわけです。市長、率直なところどうなのでしょう。この第3次産業、サービス業、市長のアイデアとして何かでこ入れできそうな考えとかというのは、現状持ち合わせておりますでしょうか。

○副議長（斉藤孝昭） 申し合わせ時間が迫っておりますので、答弁者は簡潔にお願いします。市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

3次産業への支援ということでもありますけれども、私今中村議員の質問を聞いていて思ったのが、3次産業でイノベーションを起こして今世界的に大成功しているのは、フェイスブックですとかグーグルですとか、そういう企業であると。そういう企業が、では果たして公的支援があっただけでできた企業かという、そうではないというふうなことだと思っております。一人のアイデアがそのチー

ムの組織力の中で成長していったのがグーグルであろうと思いますし、またフェイスブックであろうというふうに思います。ですから、3次産業というのは、基本的にはイノベーションを起こす人がいて、それが組織立たれて世界に展開していくという流れにあるのではないかとこのように考えています。ですから、これを支援していくことでもありますけれども、先ほど中村議員からありました地域を変える力がその3次産業のイノベーションにあるということでもありますので、そういった芽をしっかりと我々としても発掘をして、できる限りの支援をしていきたいと思ひますし、具体的に言えば、誘致企業でありますサン・コンピュータやアイティコワークというものが今自治体のシステムの中でイノベーションを起こそうと必死に努力しているというところでございますので、こういったところと連携をして、むつ市の中でも新しい創業が行われるよう支援をしてまいりたいと思ひます。

○副議長（齊藤孝昭） 15番。

○15番（中村正志） ありがとうございます。

最後にします。今言われて、ああ、そうだなと思つたのですが、要は第3次産業、サービス産業、結構創業するのに意外と設備投資がかかりません。そういう意味では、先ほどの創業支援という場面でも大いに活用できるものだと思いますし、イノベーションとしては、やはりICT、その部分を生産性の向上に向けて、自治体として何か手助けできる手だてがあればいいなというふうな感想を申し添えて終わらせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（齊藤孝昭） これで、中村正志議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○副議長（齊藤孝昭） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月17日は石田勝弘議員、横垣成年議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時40分 散会